

ごあいさつ

本市におきましては、2011年に地域における男女共同参画に関する活動拠点施設として「沖縄市男女共同参画センター」を開設し、同年12月には、「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。また、男女共同参画に関する様々な施策を総合的に推進すべく、2次にわたり「沖縄市男女共同参画計画～ひときらめきプラン～」を策定し、この度、第3次計画を策定する運びとなりました。



この間、国際社会においては、国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsが掲げられ、目標のひとつにある「ジェンダー平等の実現」は、人権の視点からも経済発展の視点からも期待されております。また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大による生活・就労環境の変容は、DVや性暴力の増加や雇用の悪化など、特に女性への影響が懸念されており、男女共同参画の視点の重要性が一層増しています。

このような中、市民等意識調査では、日常生活のあらゆる場面において、依然として男女の固定的な性別役割が根強く存在していることや、DVに対する当事者の認識不足・相談窓口の周知不足、ワーク・ライフ・バランスが浸透していない等、課題が見えてきました。本計画では、課題や社会の変化に対応するため、3つの基本目標を掲げ、11の施策の方向性と具体的な取り組みについて示しております。

今後は本計画に基づき、重大な人権侵害であるDV等あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みをはじめ、就労環境の改善に向けた支援、多様性を認め合うための取り組みなど、誰もが互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいります。

男女共同参画社会、多様性を認め合う社会の実現には、行政だけではなく、市民をはじめ、教育関係者や事業者等が一体となって取り組むことが最も重要です。皆さまには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民や事業所の皆様、並びに、沖縄市男女共同参画懇話会委員の皆様に、心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和5年3月

沖縄市長 桑江 朝千夫



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

---

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	7
5. 策定体制	7
6. 上位関連法及び関連計画の整理	8

## 第2章 沖縄市の男女共同参画にかかる現状

---

1. 統計データからみた沖縄市の現状	15
2. 第2次計画評価	19

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念	27
2. 行政、市民、教育関係者、事業者等の責務	28
3. 基本目標・施策の方向性	29
4. 施策体系	30

## 第4章 施策の展開

---

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	32
2. 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	38
3. 基本目標Ⅲ 安心・安全なまちづくり	45

## 第5章 推進体制

---

1. 計画の推進	57
----------	----

## 参考資料

---

1. 男女共同参画社会基本法	59
2. 沖縄市男女共同参画推進条例	65
3. 沖縄市男女共同参画センター条例	68
4. 沖縄市男女共同参画懇話会規則・委員名簿	70
5. 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱・本部員等名簿	72
6. 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領・委員名簿	75
7. 計画策定の流れ	78
8. 男女共同参画社会の取り組みの流れ	79
9. 用語解説	84



# 第 1 章 計画策定にあたって



# 1 計画策定の背景

## (1) 世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取り組みとして、国連では昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、翌年からの 10 年間を国連婦人の 10 年として、男女平等への取り組みが進められました。

昭和 54 年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

平成 7 年に中国・北京で開催された「第 4 回世界女性会議(北京会議)」で採択された、「北京宣言」及び「行動綱領」は、国際的な男女共同参画の取り組みの規範となっています。

その後、平成 12 年に、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」が国連安全保障理事会で採択、平成 22 年に、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」（国連女性機関(UN Women))が設立されました。

平成 27 年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットが定められました。その目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。

令和元年に、日本で開催された「G20(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

また、同年 6 月には、国際労働機関 (ILO) 総会において「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択（条約発効日：令和 3 年 6 月 25 日）されました。

仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害又は乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であるとして、加盟国に対して、一切の暴力とハラスメントのない職場環境を促進する責任があることに注意を喚起しています。

## (2) 国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援に係る取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、くるみん認定、えるぼし認定の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、平成 28 年に「男女雇用機会均等法」、令和 3 年に「育児・介護休業法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、平成 30 年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立しました。

令和元年には、「女性活躍推進法」施行後 3 年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

平成 15 年 6 月に政府は、社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対して機会均等を実現するポジティブアクションを推進しており、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の 2020 年には、その達成が困難であることから、第 5 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方において、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」と改められました。

令和 2 年 12 月には、人口減少社会の本格化、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢を踏まえて、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。



### (3) 沖縄県の動き

沖縄県は、昭和 59 年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、平成 5 年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)、平成 14 年 3 月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 2 次)、平成 19 年 3 月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第 3 次)、平成 24 年 3 月に「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」、平成 29 年に「第 5 次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和 2 年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」を実施し、沖縄県の男女共同をめぐる現状と課題を整理し、沖縄県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、令和 3 年度に新たな「第 6 次沖縄県男女共同参画計画」を策定しています。

## 2 計画の目的

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、自らの意思によって活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

国は、令和2年に、令和7年までの概ね5年間を対象とする「第5次男女共同参画基本計画」を策定、沖縄県においても令和4年度から令和8年度を対象期間とする「第6次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、ジェンダー平等に関する県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶などに向けた取組を展開しています。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む本市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としています。

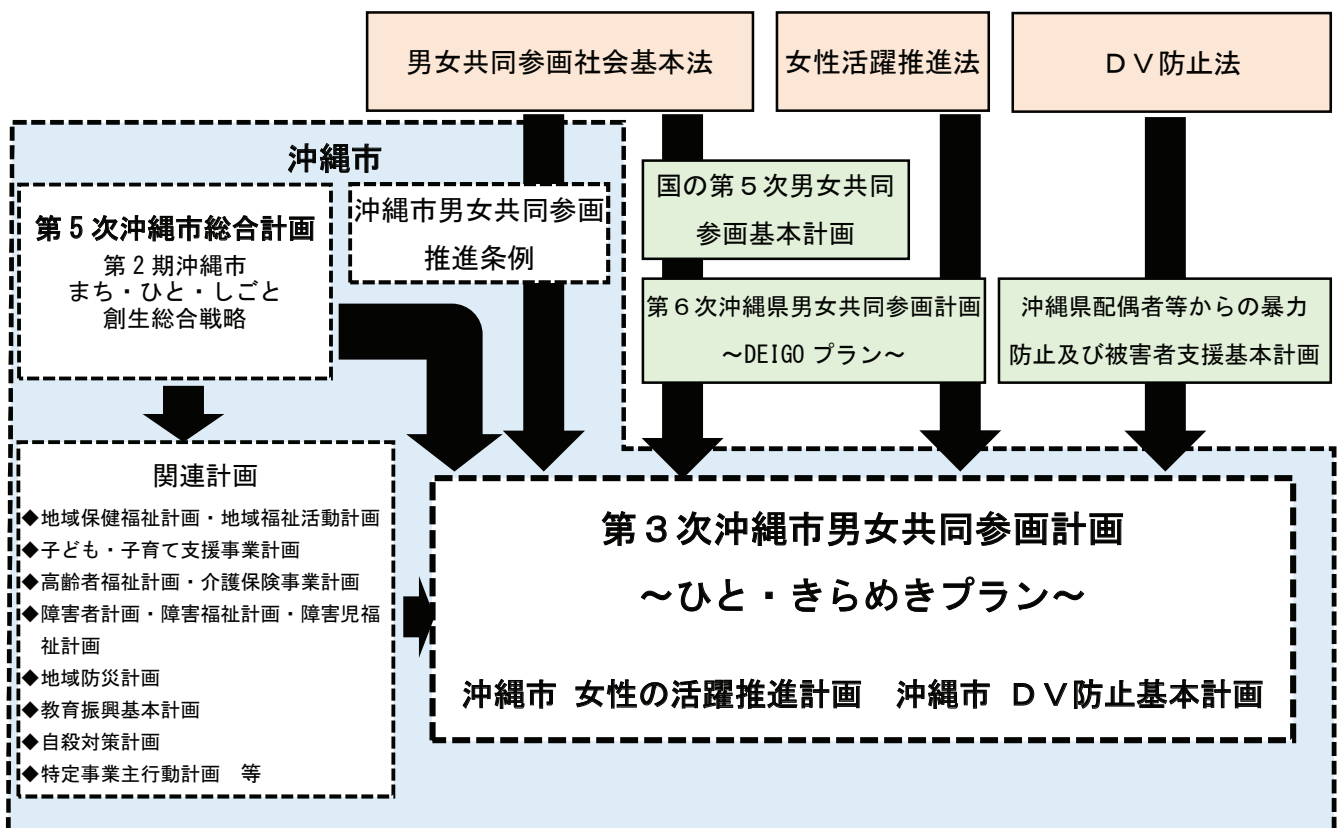
本市の総人口は増加傾向にありますが、少子高齢化の進行がみられ、令和2年の国勢調査では生産年齢人口も減少に転じています。

一方、本市では女性の就業者数、就業者に占める女性割合は増加しており、人口構造の面からみても、男性より女性が多く、女性の活躍は、本市の活力を高めていくうえで重要であると考えられます。

「第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」では、このような沖縄市の特性を踏まえつつ、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会の実現を目的とします。

### 3 計画の位置づけ

- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市の計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「沖縄市男女共同参画推進条例」第10条に基づく本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下DV防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく市の基本計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に基づく市の推進計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第6次沖縄県男女共同参画計画-DEIGOプラン-」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第5次沖縄市総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。



本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)の視点を包括的に取り入れ施策の展開を行うものとしています。

SDGsの17の目標と詳細は次のとおりです。

### 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



#### 目標 1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 目標 2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



#### 目標 3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 目標 4 [教育]

すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標 5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



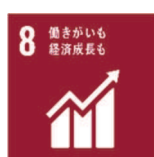
#### 目標 6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



#### 目標 7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



#### 目標 8 [経済成長と雇用]

包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



#### 目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



#### 目標 10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



#### 目標 11 [持続可能な都市]

包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### 目標 12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



#### 目標 13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 目標 14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標 15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 目標 16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



#### 目標 17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」(外務省)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf))

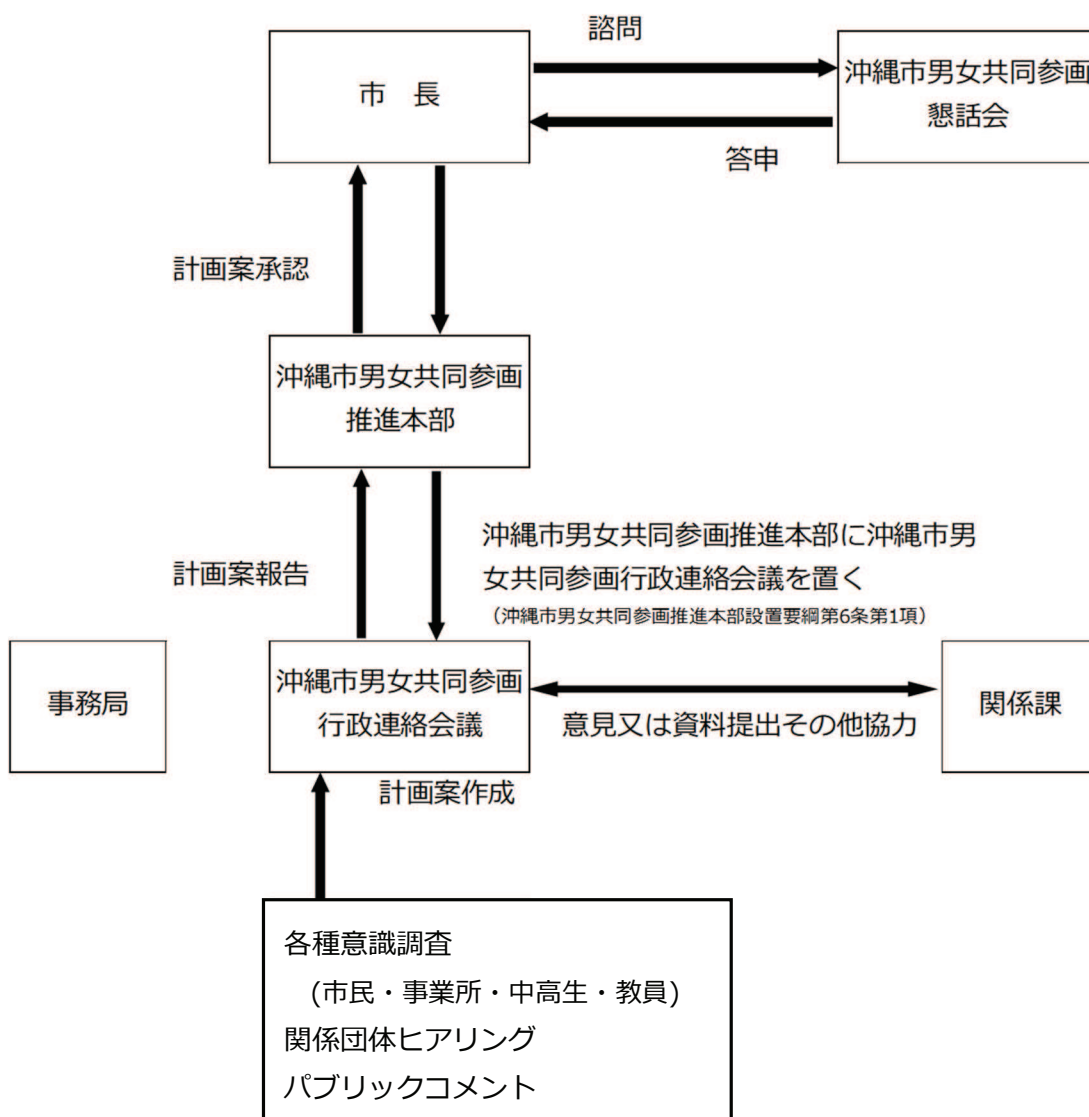
## 4 計画の期間

「第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」の計画期間は、2023(令和5)年度～2032(令和14)年度までの10年間とします。

ただし、関連する法制度の改正や社会情勢等の変化等を勘案し2027(令和9)年度を目途に中間見直しを行うものとします。そのため、本計画の施策の展開における目標値は、2027(令和9)年度とします。

## 5 策定体制

第3次計画の策定にあたっては、男女共同参画に関する意識調査及びパブリックコメント等を通じて市民等及び沖縄市男女共同参画懇話会の意見を踏まえた上で沖縄市男女共同参画推進本部及び沖縄市男女共同参画行政連絡会議において、具体的施策の検討を行います。



## 6 上位関連法及び関連計画の整理

### (1) 国の法及び上位・関連計画

#### ①男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。また、その柱に基づき行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めています。

#### ◆基本理念

##### 1.男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

##### 2.社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

##### 3.政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

##### 4.家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

##### 5.国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

#### ◆国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。



## ②女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成27年8月に、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。令和元年5月には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われました。

※常用労働者301人以上企業等。法改正により令和4年4月1日以降は101人以上に拡大。

### ◆目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

### ◆基本原則

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### ◆基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

### ◆事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。  
（労働者が300人以下[令和4年4月1日以降は100人以下]の民間事業主については努力義務）
- ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等
- ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- ・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

③DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成 13 年 10 月に「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が施行されました。その後、社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われ、令和元年の改正においては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

◆基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

◆基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

◆都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられている。

④第 5 次男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、平成 12 年に策定されました。

その後、平成 17（2005）年策定の第 2 次基本計画、平成 22（2010）年策定の第 3 次基本計画、平成 27 年策定の第 4 次基本計画を経て、令和 2（2020）年に、ポストコロナの「新しい日常」を見据えつつ、SDGs 等の国際的潮流との整合性にも配慮した新たな基本計画として「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。



## 【第1部 基本的な方針】

### I 目指すべき社会

- 1.男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2.男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3.仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4.あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

### II 基本的な視点及び取り組むべき事項

- 1.男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。
- 2.指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。
- 3.男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。
- 4.人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- 5.AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- 6.女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- 7.多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- 8.頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策 を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- 9.地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- 10.1～9 の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

## (2) 県の条例及び上位・関連計画

### ① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 15 (2003) 年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。

#### (基本理念)

- 第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

- 第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第6次沖縄県男女共同参画計画－DEIGO プラン－

「沖縄県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示しています。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めています。

本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs実施指針」に基づき、「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」の理念のもと、ゴール5「ジェンダー平等の実現」を推進し、互いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現を目指しています。

◆計画の基本方向 『全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

◆計画の期間 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

### ③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、平成 13 年に施行された「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」等を受け、法第 2 条の 3 第 1 項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成 18 年 3 月）の改定版です。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

#### ◆計画の基本理念

配偶者からの暴力を許さない社会づくり

#### ◆計画の位置付け

この計画は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標 3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

### (3) 上位・関連計画

沖縄市総合計画第 5 次沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画

#### ◆重点目標 「世界にひらき 活力あふれる 国際文化観光都市」

#### ◆基本計画

都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策 02 人権を尊重する地域社会づくりを推進する

(1)人権意識の普及

(2)権利擁護体制の充実

(3)虐待等の防止と支援体制の強化

(4)男女共同参画社会づくりの推進

#### ◆第 2 期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 3 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

## 第2章 沖縄市の男女共同参画にかかる現状



# 1 統計データからみた沖縄市の現状

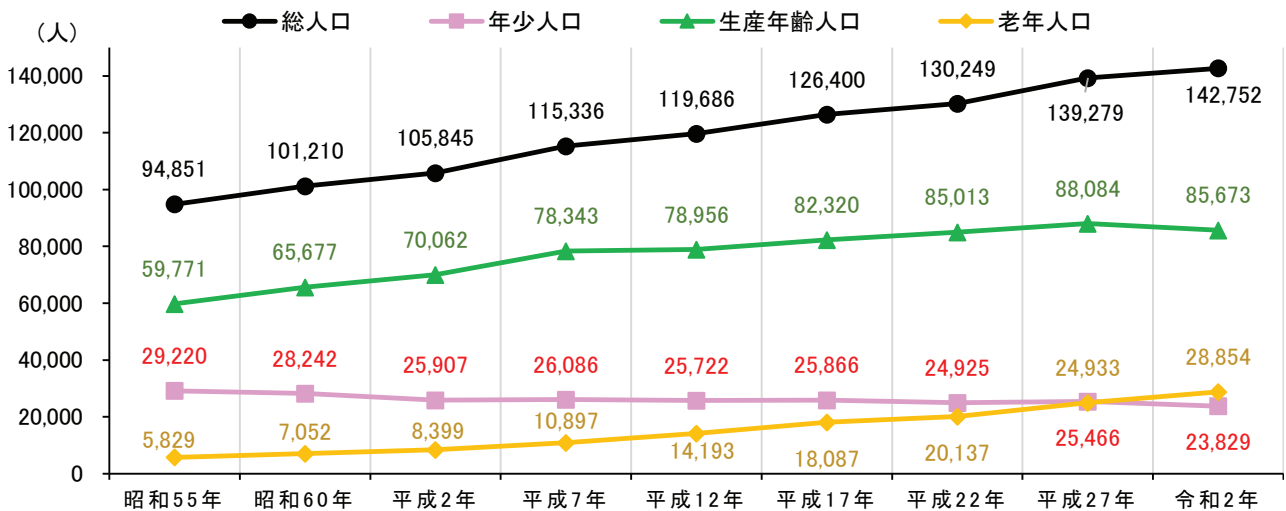
## (1) 人口の状況

### ①人口の推移

沖縄市の総人口は、昭和55年～令和2年まで増加傾向で推移しています。

年少人口の減少に加え、令和2年には生産年齢人口も減少しており、地域経済、社会の担い手不足が懸念され、経済社会の持続的発展のためにも、あらゆる分野における女性の参画拡大が必要と考えられます。

図表 沖縄市の年齢3区分別人口の推移



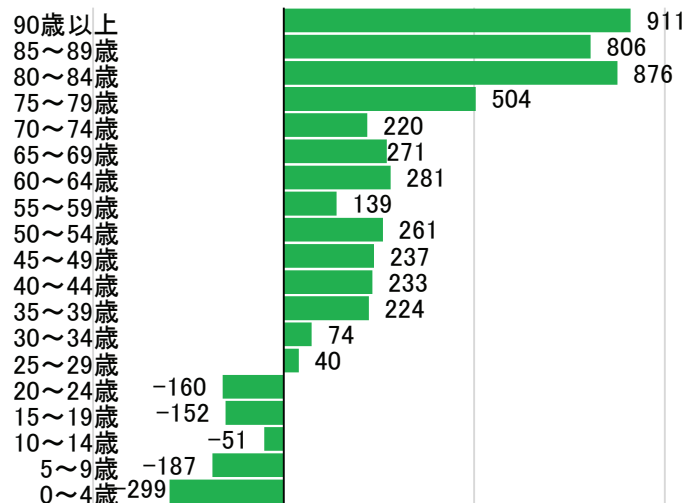
資料: 各年国勢調査

### ②男女別人口

沖縄市の人口を男女別5歳階級別で見ると、20～24歳までは、女性より男性の人口が多い状況にありますが、25歳以上は女性の方が多くなっています。

人口構造の面でも、女性の活躍は、沖縄市の活力を上げていくうえで重要であると考えられます。

図表 沖縄市の男女別人口(女性－男性)



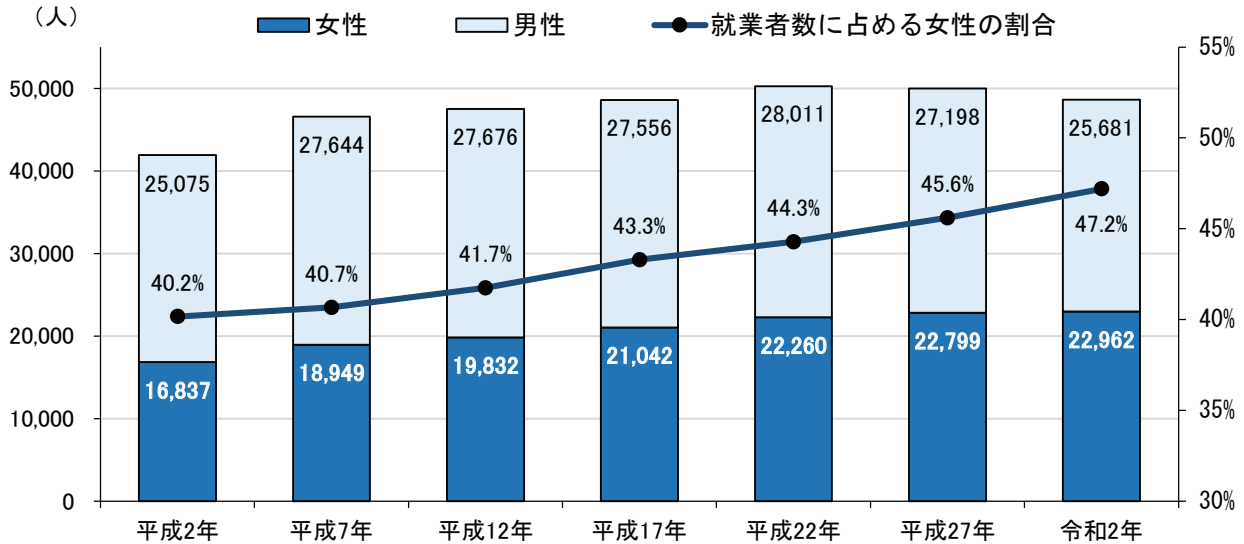
資料: 令和2年国勢調査

## (2) 就業の状況

### ① 就業者数・女性就業率の推移

沖縄市の就業者数は平成 27 年以降減少傾向で推移していますが、女性の就業者数及び就業者に占める女性の割合は増加しています。

図表 沖縄市の就業者数・就業者に占める女性の割合

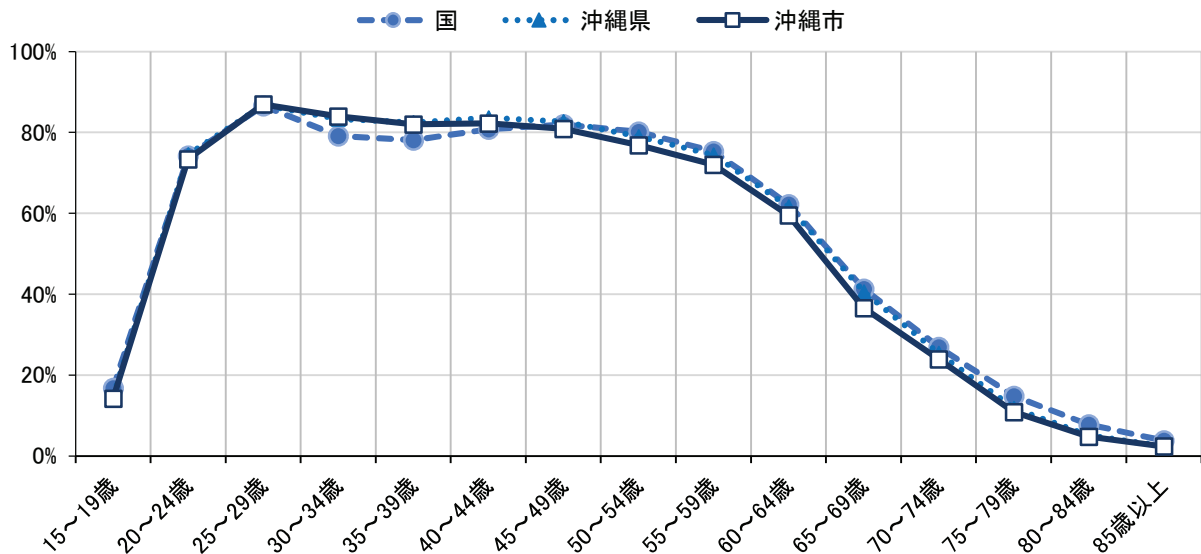


資料: 各年国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率の推移 (国、県比較)

沖縄市の女性の年齢別就業率の推移は国・県と同等となっており、出産・育児期などの離職に伴う労働力率の低下 (いわゆる M 字カーブ) はみられません。

図表 沖縄市の女性の年齢別就業率の推移 (国、県比較)



資料: 令和 2 年国勢調査



### (3) 女性の参画状況

沖縄市の女性の参画状況をみると、沖縄市議会における議員に占める女性の割合、審議会における委員に占める女性の割合は、県内市町村全体の割合を下回っています。

一方、自治会における自治会長に占める女性の割合、沖縄市管理職に占める女性の割合は、県内市町村全体の割合を上回っています。

図表 市町村議会における議員に占める女性の割合 単位: %(女性の人数/総数)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年
県内市町村全体	9.5(61/640)	9.7(62/642)	9.6(61/634)	10.6(68/639)
沖縄市	10.0(3/30)	10.0(3/30)	10.0(3/30)	10.0(3/30)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

図表 審議会における委員に占める女性の割合 単位: %(女性の人数/総数)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年
県内市町村全体	28.6(2,040/7,128)	28.4(1,973/6,935)	27.1(1,785/6,596)	29.5(1,905/6,461)
沖縄市	33.0(71/215)	31.2(107/343)	28.6(72/252)	28.8(198/687)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

図表 自治会における自治会長に占める女性の割合 単位: %(女性の人数/総数)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年
県内市町村全体	9.8(104/1,066)	11.4(118/1,039)	11.4(118/1,039)	11.4(120/1,054)
沖縄市	21.6(8/37)	21.6(8/37)	27.0(10/37)	27.0(10/37)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

図表 管理職に占める女性の割合 単位: %(女性の人数/総数)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年
県内市町村全体	12.7(174/1,373)	13.2(181/1,374)	14.0(193/1,376)	14.8(208/1,401)
沖縄市	14.2(15/106)	14.5(16/110)	15.5(17/110)	15.0(17/113)

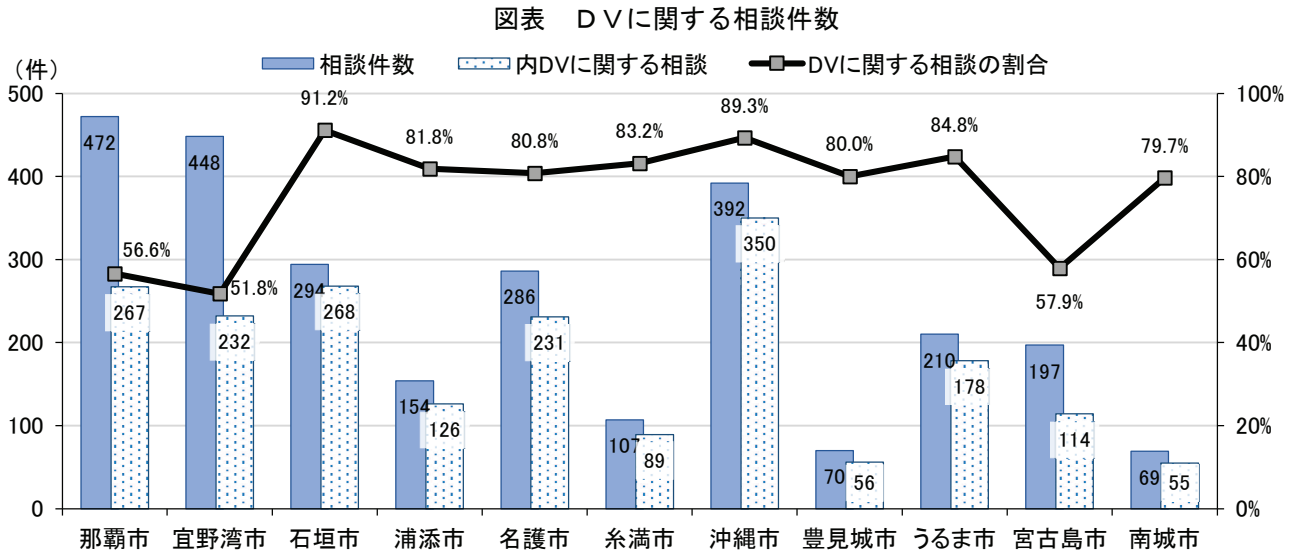
資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

#### (4) その他

##### ① DVに関する相談件数(県内他市比較)

令和2年度の県女性相談所への沖縄市在住者からの相談件数は392件、うちDVに関する相談件数は350件、DVに関する相談割合は89.3%となっています。

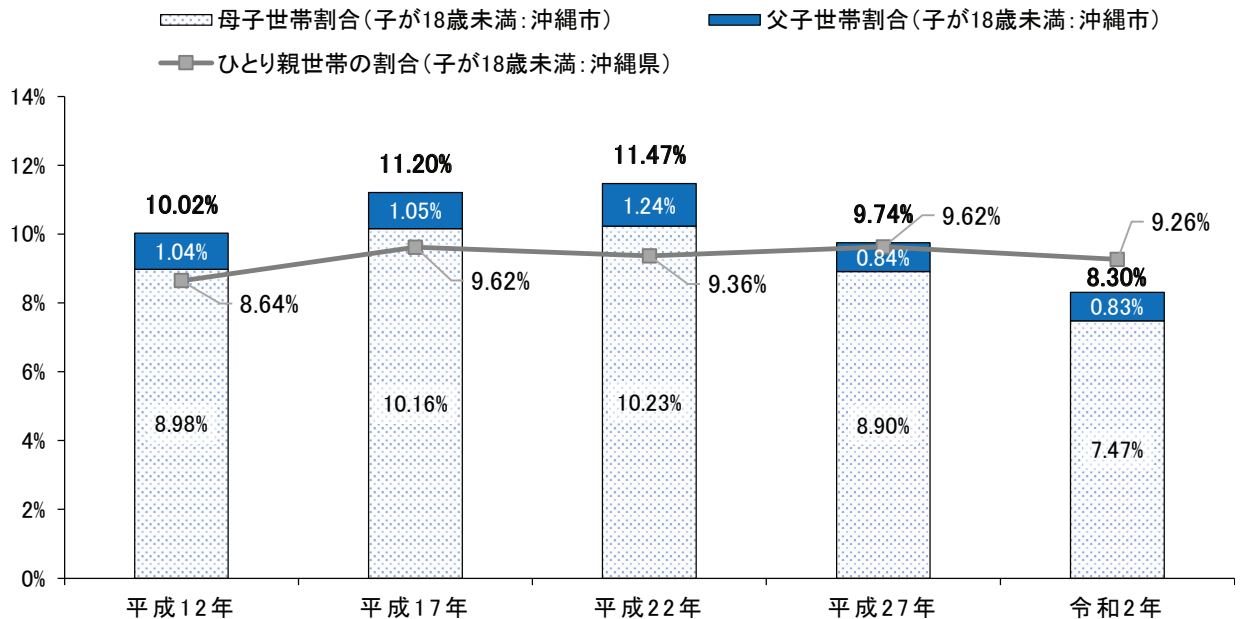
県内他市と比較すると、DVに関する相談割合が高くなっています。



資料：女性保護事業のあらまし（令和2年度実績）

##### ②ひとり親世帯数の推移

沖縄市のひとり親世帯割合(子が18歳未満)の推移をみると、平成22年をピークに減少しており、令和2年には8.30%と県平均を下回っています。



資料：各年国勢調査

## 2 第2次計画評価

### (1) 進行管理・実施状況評価の考え方

#### ①目的

第2次沖縄市男女共同参画計画(改定版)の進捗状況を把握・整理し、評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、第3次沖縄市男女共同参画計画の施策に反映し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を検討します。

#### ②評価の対象及び評価方法

区分	対象	評価者	摘要
総合評価	基本目標ごとの評価指標による評価	沖縄市男女共同参画懇話会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価	判定区分 指標達成の有無及び傾向について評価
具体的評価	具体的取組ごとの評価指標による評価	沖縄市男女共同参画懇話会 毎年度継続的に評価を実施	指標達成の有無及び傾向について評価

### (2) 現状と課題

#### ①男女共同参画意識の改革

固定的性別役割分担意識や分野別男女別平等意識について、市民等意識調査結果より全体で見るとある程度改善しているものの、男女別にみると未だジェンダーギャップが根強く残っています。

男女共同参画社会の実現に向けては、意識改革が大変重要となるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な普及啓発事業が延期や中止となっており、今後の普及啓発においては、WEB講座や動画配信などを活用した普及啓発が重要になります。

#### ②就労環境について

男女共同参画社会の実現に向け「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の推進は大変重要であるものの、市民意識調査では、理想は「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」すべてを優先したいと考えていますが、現実には「仕事」を優先しないとはいけないう状況がうかがえます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、就業者数も減少しており、特に非正規雇用が多い女性はその影響を強く受けていると考えられます。

就業環境の改善には、事業者の取り組みも大変重要であることから、事業者と連携した男女共同参画の取り組みが重要となります。

### ③生活環境について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV（配偶者暴力）など、パートナーに対する暴力の増加や深刻化が懸念され、DVに対する正しい普及啓発・相談体制の充実が求められます。

また、コロナ禍においては、特に「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的性別役割分担意識が強くなっている傾向にあり、家庭での男女共同参画についても、さらなる普及啓発が必要と考えられます。

## (3) 総合評価

### ①基本目標1 男女共同参画意識の確立

数値目標① 中高生が「男（女）だから〇〇しなさい」「女（男）のくせに」と言われる割合について、中学生(女子)、高校生(女子)については、いずれも計画目標値に達しては  
ないものの、中学生(女子・男子)、高校生(女子・男子)ともに、割合は減少傾向で推移し  
ており、男女共同参画の意識に変化がみられます。

男女別でみると未だ女子の割合は男子の割合の倍となっており、引き続き男女の役割に  
関する固定的な観念(ジェンダーバイアス)の解消に向けた意識改革が必要です。

数値目標② 社会通念・慣習・しきたりなどで「男女平等」という割合について、計  
画目標値を達成しておらず、経年変化をみても減少しています。

各実績値の経年変化より、男女の役割に関する固定的な観念(ジェンダーバイアス)に変  
化がみられるものの、こどもの生活環境では、いまだ固定的観念が強いられていることか  
ら、引き続きジェンダーバイアスの解消に向けた普及啓発が必要と考えられます。

#### 数値目標① 中高生が「男（女）だから〇〇しなさい」「女（男）のくせに」と言われる割合

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
中学生(女子)	60.8%	50.0%	35.3%	30.0%
中学生(男子)	58.4%	26.3%	17.8%	20.0%
高校生(女子)	63.4%	49.8%	38.0%	30.0%
高校生(男子)	48.4%	22.5%	17.4%	20.0%

※「よく言われる」「ときどき言われる」の割合

#### 数値目標② 社会通念・慣習・しきたりなどで「男女平等」という割合

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
市民(女性)	10.4%	11.2%	7.0%	32.0%
市民(男性)	18.1%	24.2%	13.2%	40.0%

## ②基本目標2 家庭における男女共同参画の実現

数値目標① 家庭における役割分担に納得している割合について、市民(女性)、市民(男性)ともに計画目標値未達成となっています。

計画目標値は達成していないものの、役割分担に納得する割合は増加傾向、特に女性の増加率は高くなっており、家庭における役割分担に変化がみられます。

数値目標② 「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について、市民(男性)のみ計画目標値を達成しています。

「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について否定的な割合は、男女別にみると、女性に強く出る傾向がみられます。また、否定的な割合の経年変化をみると、全ての調査対象で増加傾向にあり、固定的性別役割分担意識に対する変化がみられ、今後も固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進していく必要があります。

### 数値目標① 家庭における役割分担に納得している割合

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
市民(女性)	47.6%	61.2%	67.1%	80.0%
市民(男性)	78.6%	71.1%	80.8%	82.0%

※「納得」「どちらかといえば納得」の割合

### 数値目標② 「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
市民(女性)	51.5%	55.7%	63.5%	70.0%
市民(男性)	43.7%	38.1%	58.6%	50.0%
中高生(女子)	63.8%	65.7%	76.5%	80.0%
中高生(男子)	38.4%	44.5%	51.0%	80.0%

※「反対」「どちらかといえば反対」の割合(市民)

※「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」の割合(中高生)

### ③基本目標3 職場における男女共同参画の実現

数値目標① 職場の中で「男女平等」だという割合について、市民(女性)、市民(男性)ともに計画目標値未達成となっており、その割合は減少傾向で推移しています。

数値目標② 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべてを優先している割合について、市民(女性)、市民(男性)ともに計画目標値未達成となっており、その割合に大きな変化はみられません。

数値目標③ 市役所男性職員の育児休業取得率は、大きく増加しているものの、計画目標値を下回っています。

数値目標④ 市役所男性職員の配偶者出産休暇取得率は、計画目標値を下回っており、取得率は減少しています。

職場における男女共同参画の実現について、職場における男女間格差の是正及びワーク・ライフ・バランスの推進に大きな進捗は見られない状況にあります。

本目標の達成には、企業や社会の理解・協力が必要不可欠なことから、各種制度等の周知・先進的な取組の紹介など企業と連携をより強く推進する必要があります。

数値目標① 職場の中で「男女平等」だという割合

区 分	2012 年度 (実績値)	2017 年度 (実績値)	2022 年度 (実績値)	2022 年度 (目標値)
市民(女性)	37.5%	28.1%	23.6%	50.0%
市民(男性)	42.3%	35.6%	21.7%	50.0%

数値目標② 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべてを優先している割合

区 分	2012 年度 (実績値)	2017 年度 (実績値)	2022 年度 (実績値)	2022 年度 (目標値)
市民(女性)	4.8%	2.0%	5.9%	10.0%
市民(男性)	4.2%	0.7%	3.9%	10.0%

数値目標③ 市役所男性職員の育児休業取得率

区 分	2012 年度 (実績値)	2017 年度 (実績値)	2021 年度 (実績値)	2022 年度 (目標値)
取得率	0%	11.4%	15.2%	20.0%

数値目標④ 市役所男性職員の配偶者出産休暇取得率

区 分	2017 年度(実績値)	2021 年度(実績値)	2021 年度(目標値)
取得率	80.0%	78.3%	85.0%



#### ④基本目標4 地域、社会全体における男女共同参画の実現

数値目標① 審議会、委員会等への女性登用率について、計画目標値を下回っており、2017年度と大きな変化はみられません。

数値目標② 女性委員ゼロの審議会等数について、計画目標値を下回っており、女性委員ゼロの審議会の数は増加しています。

数値目標③ 市役所の課長級以上の女性登用率は増加傾向で推移していますが、計画目標値を下回っています。

数値目標④ 市役所の係長級以上の女性登用率は増加傾向で推移しており、計画目標値に近づいています。

数値目標⑤ LGBT (Q) を含む性の多様性について知っているし、内容も理解している割合について、すべての調査対象において計画目標値未達成となっています。

経年変化をみると、市民を除いて、LGBT (Q) を含む性の多様性について知っているし、内容も理解している割合は増加しています。

地域、社会全体における男女共同参画の実現の大きな壁となるのは、地域に根強く残る社会通念・慣習・しきたりであり、固定的性別役割分担意識の克服が最重要と考えられます。また、性の多様性に関する問題のひとつとして、知識の不足や無意識の偏見が考えられ、男女平等に向けた意識改革を強く推進する必要があります。

数値目標① 審議会、委員会等への女性登用率

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
登用率	25.6%	31.3%	29.5%	35.0%

数値目標② 女性委員ゼロの審議会等数

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
ゼロ審議会等数	5件	4件	8件	2件

数値目標③ 市役所の課長級以上の女性登用率

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
登用率	6.5%	14.3%	15.0%	20.0%

数値目標④ 市役所の係長級以上の女性登用率

区 分	2012年度 (実績値)	2017年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2022年度 (目標値)
登用率	26.0%	28.0%	29.8%	30.0%

数値目標⑤ LGBT (Q) を含む性の多様性について知っているし、内容も理解している割合

区 分	2017 年度(実績値)	2022 年度(実績値)	2022 年度(目標値)
市 民	58.6%	54.5%	80.0%
中高生	47.4%	60.3%	80.0%
教 員	74.3%	82.9%	100.0%
市職員	57.7%	66.3%	100.0%
事業所	54.8%	63.7%	80.0%

#### (4) 具体的取組評価

2021 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な普及啓発事業が延期や中止となっており、未達成の取り組みが多くみられます。

##### ①基本目標 1 男女共同参画意識の確立

取り組み内容	2018 年度 (実績値)	2021 年度 (実績値)	2021 年度 (目標値)	評価
啓発紙「きらめき」の年間発行数	4 回	4 回	4 回	達成
パネル展の開催ヶ所数	5 ヶ所	3 ヶ所	5 ヶ所	未達成
きらめきフェスタ開催回数	1 回	1 回	1 回	達成
啓発紙での実践事例の紹介件数	1 件	1 件	2 件	未達成
新規採用職員研修や階層別研修において、男女共同参画研修等の年間開催数	2 回	2 回	2 回	達成
沖縄市男女共同参画推進条例の認知度	—	5.4% (2022 実績)	30.0% (2022 目標)	未達成 ※1
女性に対する暴力をなくす運動パネル展の開催ヶ所数	3 ヶ所	2 ヶ所	3 ヶ所	未達成
市民向け講座及び市内中学校におけるデートDV防止講座のコマ数	1 コマ	5 コマ	3 コマ	達成
男性向け講座等のコマ数	2 コマ	2 コマ	2 コマ	達成
男性向け料理教室のコマ数	5 コマ	0 コマ	7 コマ	事業廃止
男女共同参画を考える講座の男性参加率	36.0%	19.0%	26.0%	未達成
幼児父母学級の男性参加率	0.0%	中止	16.0%	※2
家庭教育学級の男性参加率	21.0%	16.2%	12.0%	達成
親子料理教室のコマ数	7 コマ	5 コマ	7 コマ	未達成
キッズクッキング教室のコマ数	10 コマ	3 コマ	10 コマ	未達成

※1 「沖縄市男女共同参画推進条例の認知度」については、2021 年度の目標値及び実績値がないため、2022 年度の目標値及び実績値とした。

※2 新型コロナウイルス感染拡大により中止

※ 当計画策定時においては、最終目標年度（2022 年度）の実績が出ていないため、2021 年度の実績値にて評価した。



②基本目標2 家庭における男女共同参画の実現

取り組み内容	2018年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2021年度 (目標値)	評価
家庭生活の役割分担に向けた市民向け講座の開催	5 コマ	2 コマ	5 コマ	未達成
男女共同参画を考える講座の男性参加率【再掲】	36.0%	19.0%	26.0%	未達成
男性向け講座等のコマ数【再掲】	2 コマ	2 コマ	2 コマ	達成
男性向け料理教室のコマ数【再掲】	5 コマ	0 コマ	7 コマ	事業廃止
幼児父母学級の男性参加率【再掲】	0.0%	中止	16.0%	※1
家庭教育学級の男性参加率【再掲】	21.0%	16.2%	12.0%	達成

※1 新型コロナウイルス感染拡大により中止

※ 当計画策定時においては、最終目標年度（2022年度）の実績が出ていないため、2021年度の実績値にて評価した。

③基本目標3 職場における男女共同参画の実現

取り組み内容	2018年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2021年度 (目標値)	評価
ワーク・ライフ・バランスに関する市民向け講座のコマ数	2 コマ	3 コマ	3 コマ	達成
男性向け講座等のコマ数【再掲】	2 コマ	2 コマ	2 コマ	達成
男性向け料理教室のコマ数【再掲】	5 コマ	0 コマ	7 コマ	事業廃止
男女共同参画を考える講座の男性参加率【再掲】	36.0%	19.0%	26.0%	未達成
幼児父母学級の男性参加率【再掲】	0.0%	中止	16.0%	※1
家庭教育学級の男性参加率【再掲】	21.0%	16.2%	12.0%	達成
市役所の男性職員の育児休業取得率	4.4%	15.2%	18.5%	未達成
市役所の男性職員の配偶者出産休暇取得率	86.7%	78.3%	84.0%	未達成
ハローワークにおける新規求職者数	7,436人	8,334人	6,696人	未達成
ハローワークにおける就職者数	2,107人	1,847人	1,902人	未達成
就労支援講座の開催数	10回	廃止	5回	事業廃止
認定農業者制度に基づく認定件数（家族経営協定締結数）	23件 (10件)	16件 (7件)	35件 (12件)	未達成

※1 新型コロナウイルス感染拡大により中止

※ 当計画策定時においては、最終目標年度（2022年度）の実績が出ていないため、2021年度の実績値にて評価した。

④基本目標4 地域、社会全体における男女共同参画の実現

取り組み内容	2018年度 (実績値)	2021年度 (実績値)	2021年度 (目標値)	評価
市役所の男性職員の育児休業取得率【再掲】	4.4%	15.2%	18.5%	未達成
市役所の男性職員の配偶者出産休暇取得率【再掲】	86.7%	78.3%	84.0%	未達成
沖縄市男女共同参画センターの利用者数	5,571人	1,627人	5,000人	未達成
市民の沖縄市男女共同参画センターの認知度	—	11.2% (2022実績)	30.0% (2022目標)	未達成 ※1
健康づくり事業の参加者数	5,529人	2,160人	5,600人	未達成
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座のコマ数	2コマ	1コマ	2コマ	未達成
教職員を対象とした男女共同参画研修等の開催数	1回	2回	1回	達成
人権擁護委員による人権教室の開催数	101回	26回	100回以上	未達成
人権擁護委員および法務局等の連携による相談所の開催数	11回	6回	11回	未達成
人権擁護委員および法務局等の連携による相談所の相談件数	5件	3件	15件	未達成
母子・父子自立支援プログラム策定件数	49件	76件	47件	達成
ゆんたく交流会及び親子ゆんたく交流会参加者数	723人	542人	680人	未達成

※1「市民の沖縄市男女共同参画センターの認知度」については、2021年度の目標値及び実績値がないため、2022年度の目標値及び実績値とした。

※ 当計画策定時においては、最終目標年度（2022年度）の実績が出ていないため、2021年度の実績値にて評価した。

## 第 3 章 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

沖縄市では、行政、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいくため、2011（平成 23）年 12 月に「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定しました。本条例に基づき、次の内容を計画の基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

### 沖縄市男女共同参画推進条例 前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担う子どもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、子どもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

## 2 行政、市民、教育関係者、事業者等の責務

「沖縄市男女共同参画推進条例」に基づき、行政、市民、教育関係者、事業者等の責務をまとめます。

### （市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （教育関係者の責務）

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者等の責務）

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 3 基本目標・施策の方向性

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標、11の施策の方向性のもと具体的取り組みを展開します。

#### (1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる年代の市民に対して、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的性別役割分担意識等の見直し等の周知・啓発をすすめていきます。

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、ジェンダー平等の実現に向けて、意識・慣行の見直しを継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画社会の推進を図ります。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習に努めます。

#### (2) 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大【沖縄市女性の活躍推進計画】

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取り組みを進めます。

また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援するとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取り組みを強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動や NPO・ボランティア活動などに参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

#### (3) 基本目標Ⅲ 安心・安全なまちづくり【一部：沖縄市 DV 防止基本計画】

人権侵害やあらゆる暴力の根絶を目指し、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築・強化を関係機関や市民との協働のもとすすめていきます。

また、人生 100 年時代を見据えたライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、性の多様性、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。

性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等をすすめ、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

近年、頻発する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

## 4 施策体系

基本目標	施策の方向性
I 男女共同参画に向けた意識改革	(1)男女共同参画意識の啓発
	(2)人権の尊重
	(3)国際社会との協調
II あらゆる分野における女性の参画拡大 【沖縄市女性の活躍推進計画】	(1)政策決定・方針決定への男女共同参画の推進
	(2)地域における男女共同参画の推進
	(3)就労環境の改善に向けた支援
	(4)就労・起業等に対する支援
III 安心・安全なまちづくり	(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)・性暴力等あらゆる暴力の根絶 【沖縄市DV防止基本計画】
	(2)生涯を通じた健康づくり
	(3)生活上の困難を有する市民への支援
	(4)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立



※施策の領域：対象者

具体的取り組み	施策の領域				頁
	市	市民 団体等	こども 教育者	事業者	
①情報発信の充実	●	●	●	●	33
②市民に向けた男女共同参画の意識改革		●			33
③こども・教職員・団体等に向けた男女共同参画の意識改革		●	●	●	33
④市職員に向けた男女共同参画の意識改革	●				33
①こども・教職員に向けた人権教育の推進			●		36
②市民に向けた人権教育の推進		●			36
③相談窓口の周知と相談体制の充実		●			36
④パートナーシップ制度導入の検討		●			36
①海外姉妹都市留学支援		●			37
②異文化交流		●			37
③女性団体への支援		●			37
①審議会・委員会等への女性委員の登用	●	●			39
②市職員管理職に対する女性職員の登用促進	●				39
③事業所に対する周知				●	39
①沖縄市男女共同参画センターの活用		●			40
②地域団体への支援		●			40
①事業所に対する情報提供				●	42
②農林漁業における男女共同参画の推進				●	42
③市職員の就労環境改善の取り組み	●				42
④子育て支援の実施		●		●	43
⑤介護者に対する支援		●		●	43
①就労支援		●			44
②起業支援		●			44
①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発		●	●		47
②相談窓口の周知と相談体制の充実		●			47
③被害者支援の充実		●			47
④加害者の更生支援		●			47
①健康づくり支援		●			51
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透		●			51
③自殺対策		●			51
①ひとり親家庭への支援		●			54
②高齢者が安心して暮らせる環境整備		●			54
③障がい者が安心して暮らせる環境整備		●			54
④生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備		●	●		55
⑤在住外国人が安心して暮らせる環境整備		●			55
⑥誰もが暮らしやすい環境整備		●	●		55
①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立		●			56
②防災現場への女性の参画拡大	●	●			56



## 第4章 施策の展開



# 1 基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

SDGs  
関連分野

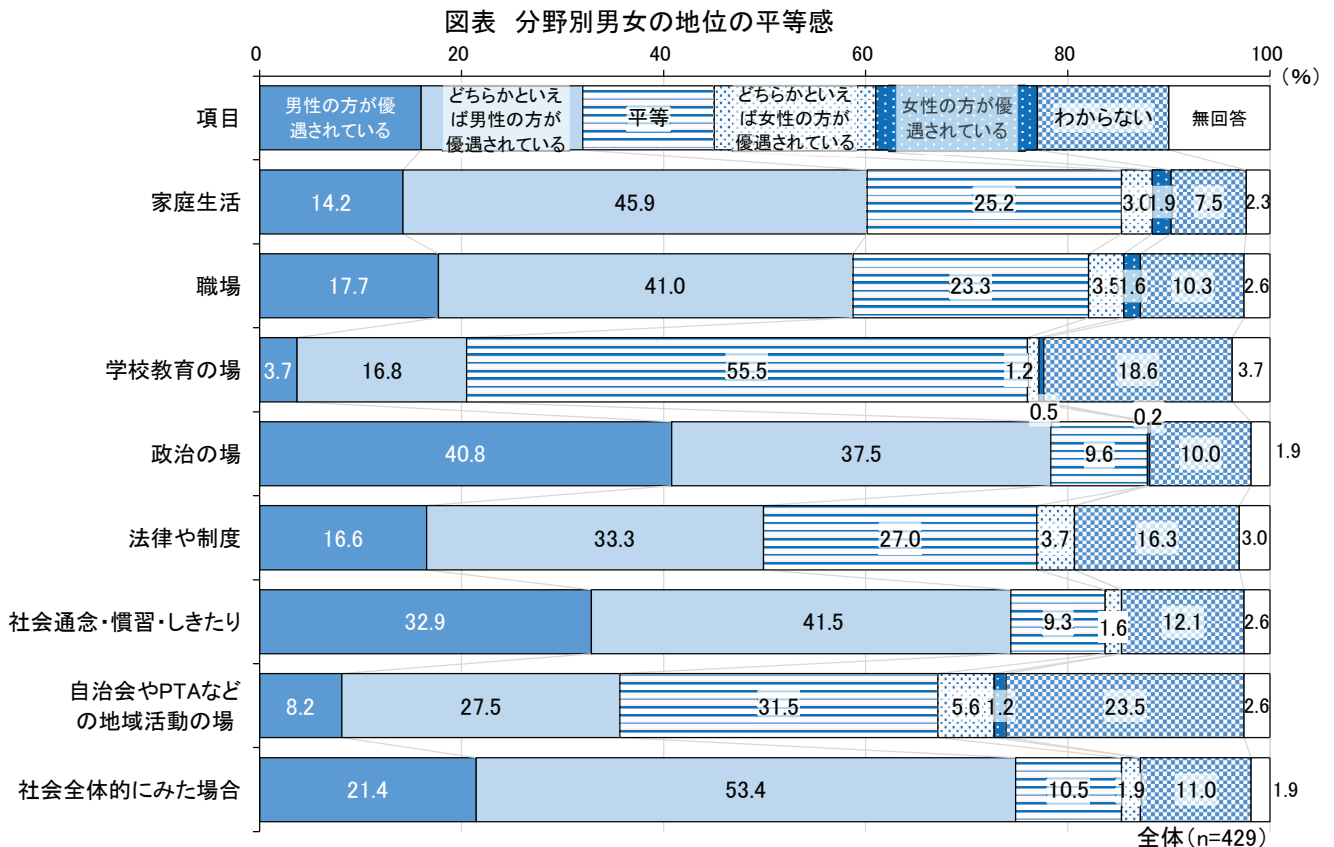


## (1) 男女共同参画意識の啓発 【現状と課題】

市民意識調査結果より、分野別男女の地位について「平等」が最も高いのは「学校教育の場」の約5割で、次いで「自治会やPTAなどの地域活動の場」、「法律や制度」となっています。

一方で、「家庭生活」、「職場」では『男性優遇（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が約6割、「政治の場」、「社会全体的にみた場合」、「社会通念・慣習・しきたり」では7割以上となっており、多くの分野において『男性優遇』を感じている人が多くなっています。

こうした不平等をもたらす制度や慣行の見直しに関しては、一層の啓発活動に取り組む必要があります。



資料：市民意識調査結果

### 【施策の方向性】

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、男女共同参画意識の改革に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	情報発信の充実	啓発紙「きらめき」を全世帯へ配布するとともに、男女共同参画に関するパンフレット等の配布及び公式 SNS への掲載により、男女共同参画意識の普及啓発を行います。	平和・男女共同課
		男女共同参画のイベントや講座の開催及び法令等について、広報紙や公式 SNS 掲載の他多様な媒体を活用し周知を図ります。	平和・男女共同課
		自治会、婦人会、青年会等の地域ネットワークを通じた男女共同参画に関する情報提供を行います。	平和・男女共同課
②	市民に向けた男女共同参画の意識改革	男女共同参画講座(WEB 開催を含む)や、きらめきフェスタ及びパネル展を開催し、家庭における役割分担、ワーク・ライフ・バランス、性の多様性に関すること、労働法など、多様なテーマで市民が学ぶ機会を提供します。	平和・男女共同課
③	こども・教職員・団体等に向けた男女共同参画の意識改革	児童・生徒、教職員、団体等を対象とした男女共同参画の講座を実施します。	平和・男女共同課
		ジェンダー平等の視点から、性別に左右されない職業観等を身に付けられるキャリア教育を推進します。	指導課
		校長会、教頭会、研修会等での男女共同参画に関する情報共有等を行います。	指導課
		性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応を実施します。	指導課
④	市職員に向けた男女共同参画の意識改革	日常業務の実施について、男女共同参画の視点を取り入れて業務実施を行うよう、職員に対する男女共同参画研修等を実施します。	人事課 平和・男女共同課

### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
1	男女共同参画に関する講演会等参加者人数	平和・男女共同課	754 人	1,119 人
2	男女共同参画センターにおける講座参加者のうち男性の占める割合	平和・男女共同課	19%	30%

指標 No	内容	所管課	現状値 (2022 年度)		目標値 (2027 年度)
3	中高生が「男（女）だから〇〇しなさい」「女（男）のくせに」と言われる割合のうち、「よく言われる」「ときどき言われる」割合	平和・男女 共同課	中学生（女子）	35.3%	25%
			中学生（男子）	17.8%	10%
			高校生（女子）	38.0%	25%
			高校生（男子）	17.4%	10%
4	社会通念・慣習・しきたりなどで「男女平等」だという割合	平和・男女 共同課	市民（女性）	7.0%	32%
			市民（男性）	13.2%	40%
5	家庭における役割分担に「納得している」「どちらかといえば納得している」割合	平和・男女 共同課	市民（女性）	67.1%	80%
			市民（男性）	80.8%	90%
6	「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」の割合	平和・男女 共同課	市民（女性）	63.5%	80%
			市民（男性）	58.6%	70%
7	「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」の割合	平和・男女 共同課	中高生（女子）	76.5%	90%
			中高生（男子）	51.0%	80%
8	職場の中で「男女平等」だという割合	平和・男女 共同課	市民（女性）	23.6%	50%
			市民（男性）	21.7%	50%
9	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべてを優先している割合	平和・男女 共同課	市民（女性）	5.9%	10%
			市民（男性）	3.9%	10%

## (2) 人権の尊重

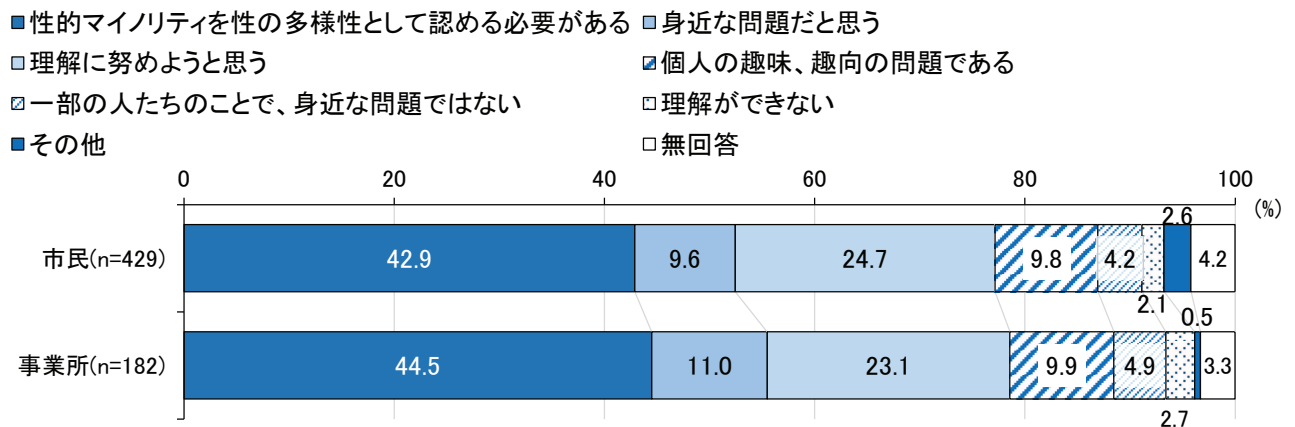
### 【現状と課題】

国の第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会として「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」と示されるように、人権の尊重は、男女共同参画を考える上でも基礎となるものです。

市民・事業所意識調査結果より、性の多様性に対してどのような考えを持っているかについて、肯定的な意見『「性的マイノリティを性の多様性として認める必要がある」、「理解に努めようと思う」「身近な問題だと思う』の割合は市民意識調査で77.2%、事業所調査で78.6%となっています。

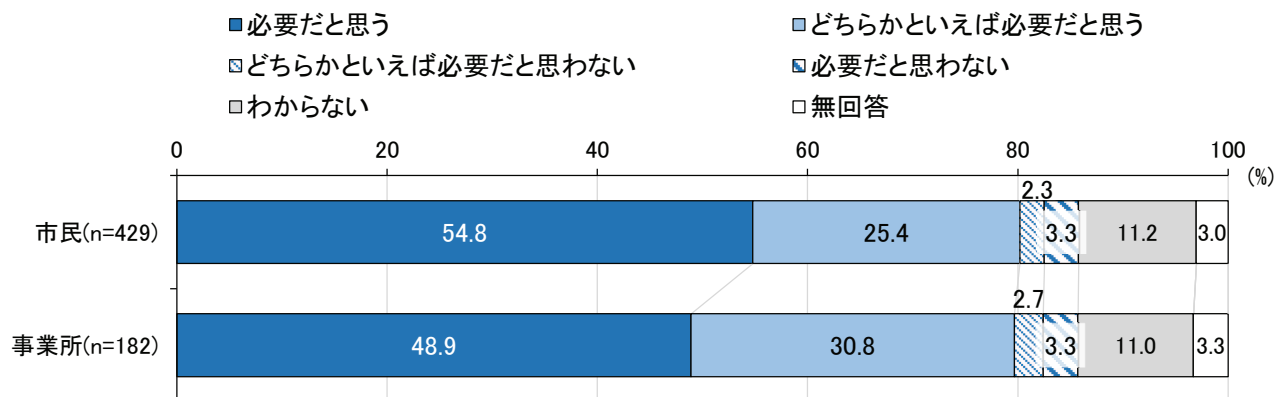
また、パートナーシップ制度の必要性について、『必要（「必要だと思う」、「どちらかといえば必要だと思う」）』の割合は、市民意識調査で80.2%、事業所調査で79.7%となっています。

図表 性の多様性について、どのように考えているか



資料：市民・事業所意識調査結果

図表 パートナーシップ制度の必要性について



資料：市民・事業所意識調査結果



### 【施策の方向性】

市民一人ひとりが人権への理解を深めるとともに、権利や、侵害を受けた場合の対応等について様々な機会を通じて知識を得られるよう支援していきます。

また、すべての市民が安心して暮らしていけるよう、人権に対する相談体制の充実を図ります。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	こども・教職員に向けた人権教育の推進	人権の日等を通して、市立小中学校にて人権教育の推進を図ります。	指導課
		人権擁護委員による人権教室の開催を支援し、人権擁護、人権尊重の普及啓発に努めます。	平和・男女共同課
②	市民に向けた人権教育の推進	人権擁護委員、法務局と連携し人権に対する相談体制の充実に努めます。	平和・男女共同課
		LGBTs を含む性の多様性への理解の促進に向けて、各種媒体を活用した情報提供を行います。	平和・男女共同課
③	相談窓口の周知と相談体制の充実	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画相談所及び LGBTs 相談所を設置し、専門相談員の配置による相談体制の維持に努めます。	平和・男女共同課
④	パートナーシップ制度導入の検討	市民ニーズを踏まえ、パートナーシップ制度の導入検討を行います。	平和・男女共同課

### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021 年度)		目標値 (2027 年度)
10	人権擁護委員による人権特設相談所の開催数	平和・男女共同課	5 回		11 回
11	男女共同参画相談及び LGBTs 相談の開催日数	平和・男女共同課	32 日		36 日
指標 No	内容	所管課	現状値 (2022 年度)		目標値 (2027 年度)
12	LGBT(Q)を含む性の多様性について知っているし、内容も理解している割合	平和・男女共同課	市民	54.5%	80.0%
			中高生	60.3%	80.0%
			教員	82.9%	100.0%
			市職員	66.3%	100.0%
			事業所	63.7%	80.0%

### (3) 国際社会との協調

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされており、国際社会におけるジェンダー平等と女性・女性のエンパワメントを施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

沖縄市は県内でも外国人の割合が高く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、これまでも国際交流事業等を通じた交流を行ってきました。

今後も国際的な男女共同参画の取り組みの把握や相互理解を深め、国際社会と協調した男女共同参画の推進に努めます。

#### 【具体的施策】

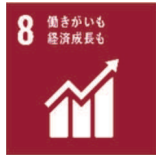
No	施策	施策の内容	所管課
①	海外姉妹都市留学支援	国際的な視点を養い、留学後、沖縄市の国際交流事業に協力できる人材育成のため、海外姉妹都市への留学支援を行います。	文化芸能課
②	異文化交流	異文化に興味がある方などが、色々なルーツをもつ方々と交流するゆんたく交流会を継続して実施します。 沖縄市出身の海外移住者子弟を研修生として、数か月間、本市に受け入れ、移住先国の発展に貢献しうる人材育成を目的とした研修を実施します。	文化芸能課
③	女性団体への支援	「一般社団法人沖縄県女性の翼」の情報提供や、海外セミナー参加者への補助金の交付等を行い、国際交流の推進と女性の地位向上を図ります。	平和・男女共同課

#### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
13	沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」参加人数	平和・男女共同課	0人	1人
14	海外姉妹都市大学・短期大学留学助成	文化芸能課	1人	2人

## 2 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

SDGs  
関連分野



### (1) 政策決定・方針決定への男女共同参画の推進

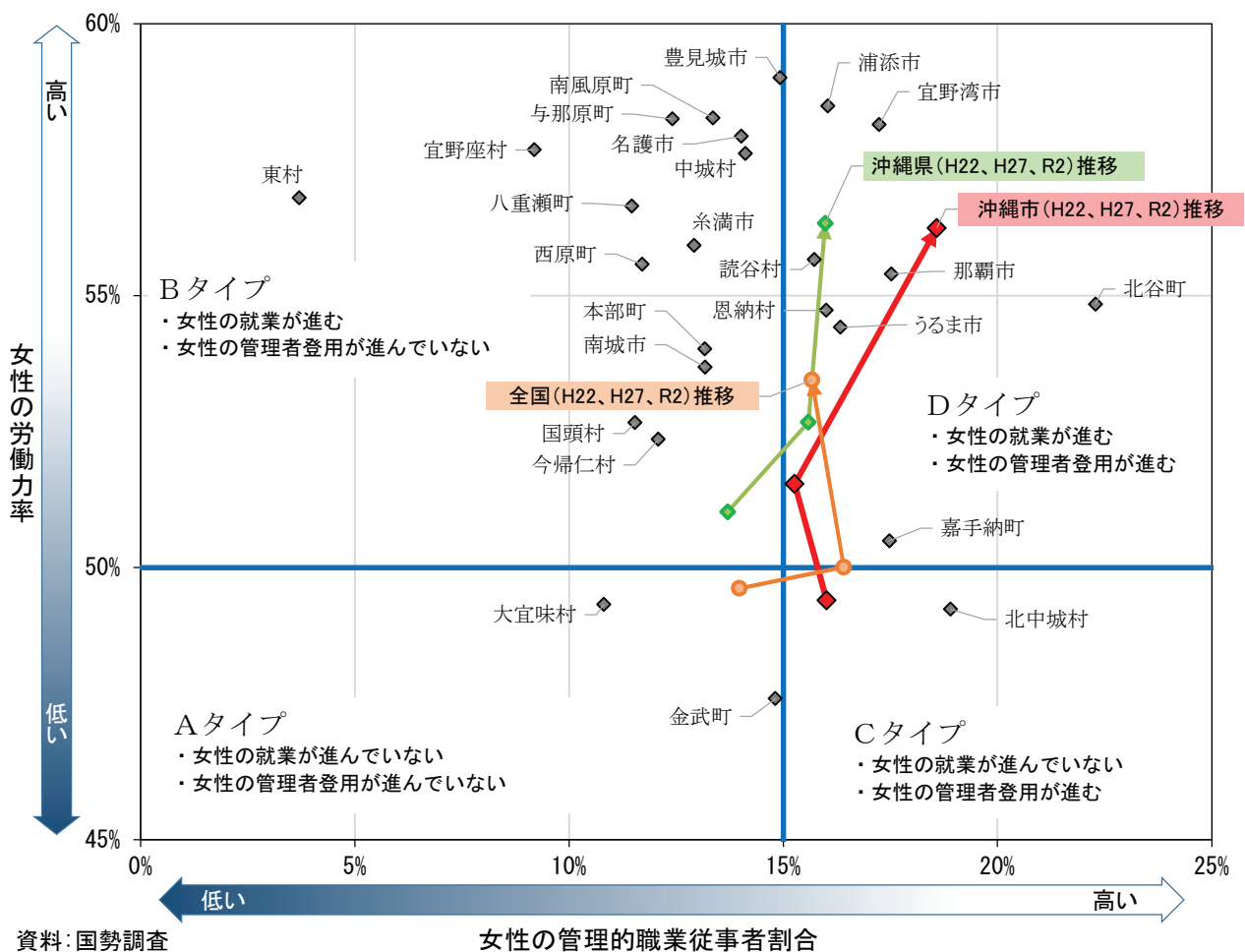
#### 【現状と課題】

国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、女性の政策・方針決定過程への参画を押し進めていく必要があります。

本市の女性の労働力率は増加傾向にあり、令和2年の女性の労働力率は、県平均程度となっています。また、令和2年の女性の管理的職業従事者割合は、県内トップクラスとなっています。

一方、本市における政策・方針決定過程(委員会・審議会)では女性が登用されていない審議会もあることから、今後、女性の意見や視点をより一層市政に反映させるために有効なものとして、審議会・委員会等への女性の登用増が期待されています。

図表 女性の就業割合・管理的職業割合(令和2年)



### 【施策の方向性】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、政策や方針決定の審議会や委員会等において、女性委員の積極的登用により、ジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう、関係部署で取り組みます。

また、市管理職に対する女性職員の登用については、沖縄市特定事業主行動計画に基づき、管理職等への積極的な登用を図ります。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	審議会・委員会等への女性委員の登用	審議会、委員会等への女性登用割合の目標値を掲げ、目標達成に向け女性委員の登用を推進します。 女性委員ゼロ審議会・委員会を解消します。	全庁
②	市職員管理職に対する女性職員の登用促進	沖縄市特定事業主行動計画に基づき、成績主義の原則を踏まえた上で、能力や実績、適正や意欲等を適切に評価し、管理職員（課長級以上）、監督職員（係長級、課長補佐級）への女性職員の登用を図ります。	人事課
③	事業所に対する周知	パネル展や市ホームページ等を通じた「女性活躍推進法」を周知します。	平和・男女共同課

### 【成果指標】

指標No	内容	所管課	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
15	審議会、委員会等の女性登用割合	平和・男女共同課	29.5%	35.0%
16	女性委員ゼロの審議会等数	平和・男女共同課	8件	2件
17	市職員管理職に占める女性職員の割合	人事課	15%	20%

## (2) 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

沖縄市男女共同参画センターは、地域における男女共同参画推進の活動及び交流の拠点として、平成 23 年度より供用開始されました。これまで、沖縄市男女共同参画センター機能の充実を図るとともに、地域ネットワークを活用しながら男女共同参画の考え方を浸透させるための取り組みを進めてきました。

市民意識調査結果では、沖縄市男女共同参画センターの認知度について 11.2%と低い結果となっていることから、引き続き沖縄市男女共同参画センターを中心とした市民や地域に対する意識啓発を進める必要があります。

### 【施策の方向性】

沖縄市男女共同参画センターを中心とした男女共同参画の意識啓発、男女共同参画の活動の推進に努めます。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	沖縄市男女共同参画センターの活用	地域の男女共同参画の活動拠点となる沖縄市男女共同参画センターの周知を行います。	平和・男女共同課
②	地域団体への支援	男女共同参画の活動の充実のため、沖縄市女性団体連絡協議会への支援を行います。	平和・男女共同課
		PTA、自治会等に対して男女共同参画の普及啓発のための講座を実施します。	平和・男女共同課

### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
18	沖縄市男女共同参画センター利用者人数	平和・男女共同課	1,343 人	5,000 人

### (3) 就労環境の改善に向けた支援

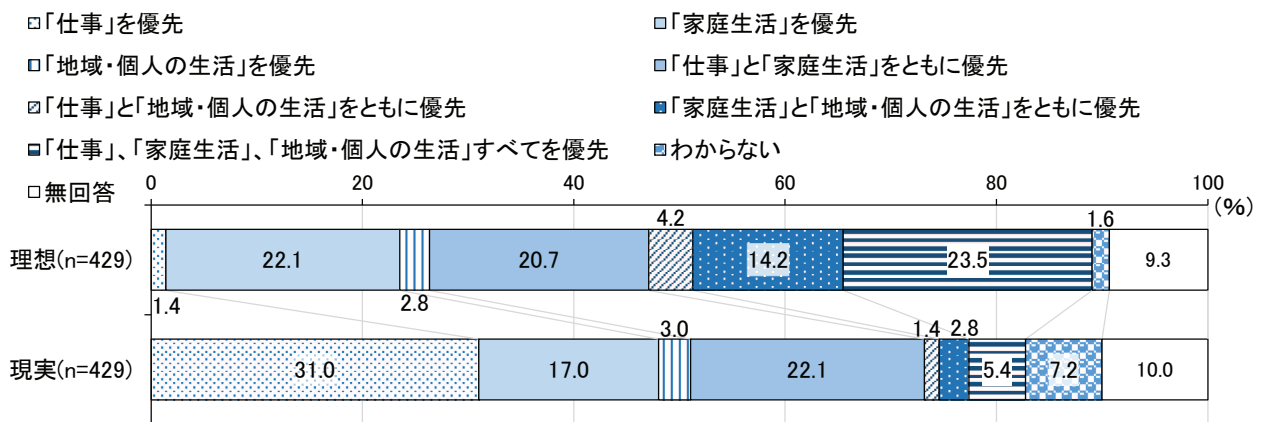
#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現させるためには、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の推進は大きな課題となります。

市民意識調査では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、理想では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」すべてを優先したいと考えていますが、現実には「仕事」を優先しないといけない状況がうかがえます。

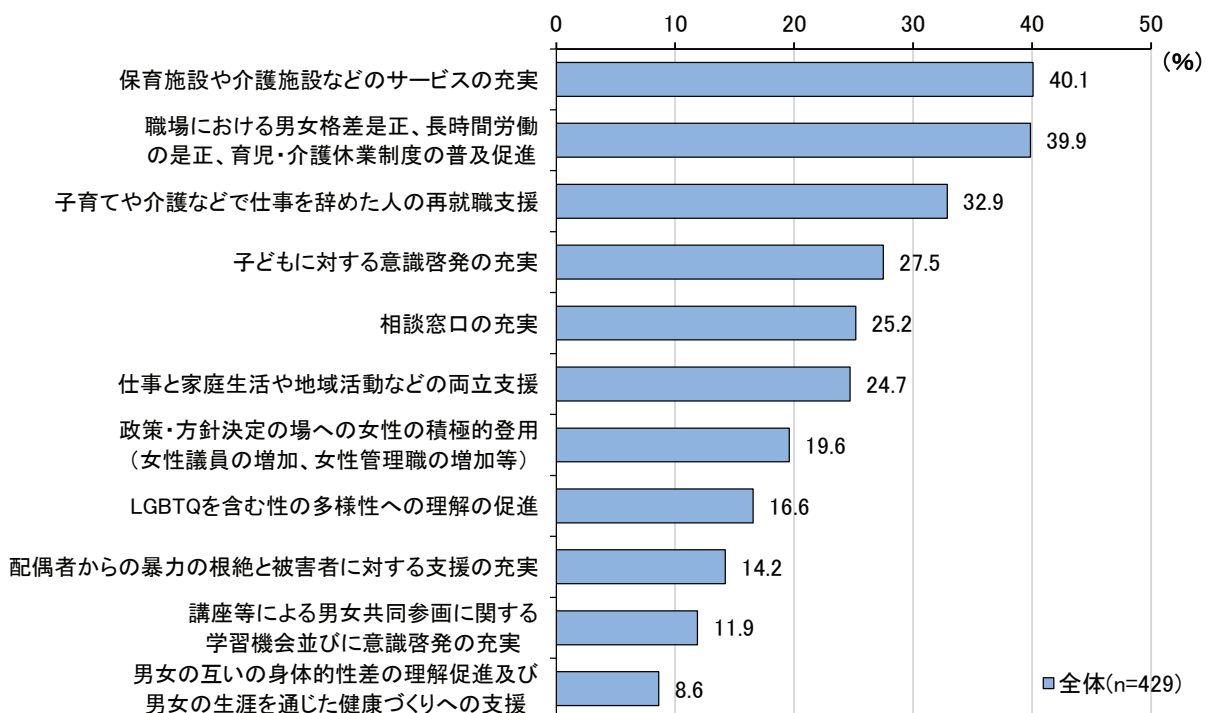
また、男女共同参画の実現に向けて、沖縄市が重点を置いて取り組むことについて「保育施設や介護施設などのサービスの充実」や「職場における男女格差是正、長時間労働の是正、育児・介護休業制度の普及促進」が挙げられており、ワーク・ライフ・バランスの推進や働く環境の整備に対する取り組みが必要です。

図表 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度(理想・現状)



資料：市民意識調査

図表 男女共同参画社会の実現に向け、沖縄市が重点をおいて取り組むべきこと



資料：市民意識調査



## 【施策の方向性】

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等を理由とする不利益取り扱い等の根絶、男女間の賃金格差の解消など事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取り組みを促進します。

また、男女の雇用の均等な機会確保のためにも、離職防止に向け事業所に対する就労環境改善の情報提供や福祉サービスの支援に取り組みます。

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事が両立できるよう子育て支援に取り組みます。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	事業所に対する 情報提供	関係団体や事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性が活躍できる場の拡大のため、ポジティブアクションの事例や介護制度を含む各種法令制度の周知等を行い、関係機関との連携に努めます。	企業誘致課 平和・男女 共同課
		働く妊産婦に対する主治医等からの診断や指導内容を、事業主に伝達し適切な措置を講じてもらうためのツールとして、母性健康管理指導事項連絡カードを配布します。	こども相 談・健康課
		中小企業勤労者等の福利厚生向上を図るとともに、生活の安定と勤労意欲向上を目指すため、総合的な福祉事業を行う「ゆいワーク」の周知範囲を拡大に努めます。	企業誘致課
		各種ハラスメント防止に向けて沖縄労働局、沖縄県女性就業・労働相談センターなど相談機関の周知を行います。	企業誘致課
②	農林漁業に おける男女共同 参画の推進	農林漁業の経営が家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長していくため、家族経営協定の締結を促進していきます。	農林水産課
③	市職員の 就労環境改善の 取り組み	沖縄市特定事業主行動計画に基づき、ノー残業デーやゆう活の取り組みなどの時間外勤務の縮減及び育児・介護休業、年次有給休暇取得の促進に取り組めます。	人事課
		沖縄市職員ハラスメント防止等規則に基づき、良好な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を図ります。	人事課

No	施策	施策の内容	所管課
④	子育て支援の実施	沖縄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に向けて取り組むとともに、延長保育、一時保育、児童館等における子育て支援に取り組めます。	こども企画課 保育・幼稚園課 こども家庭課
⑤	介護者に対する支援	利用者に必要な福祉サービスを計画的に提供できるように努め、介護者の負担軽減に努めます。	介護保険課 障がい福祉課

#### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
19	家族経営協定締結数(総数)	農林水産課	16 件	17 件
20	市男性職員の育児休業取得率	人事課	15.2%	20%
21	市男性職員の配偶者出産休暇取得率	人事課	78.3%	100%

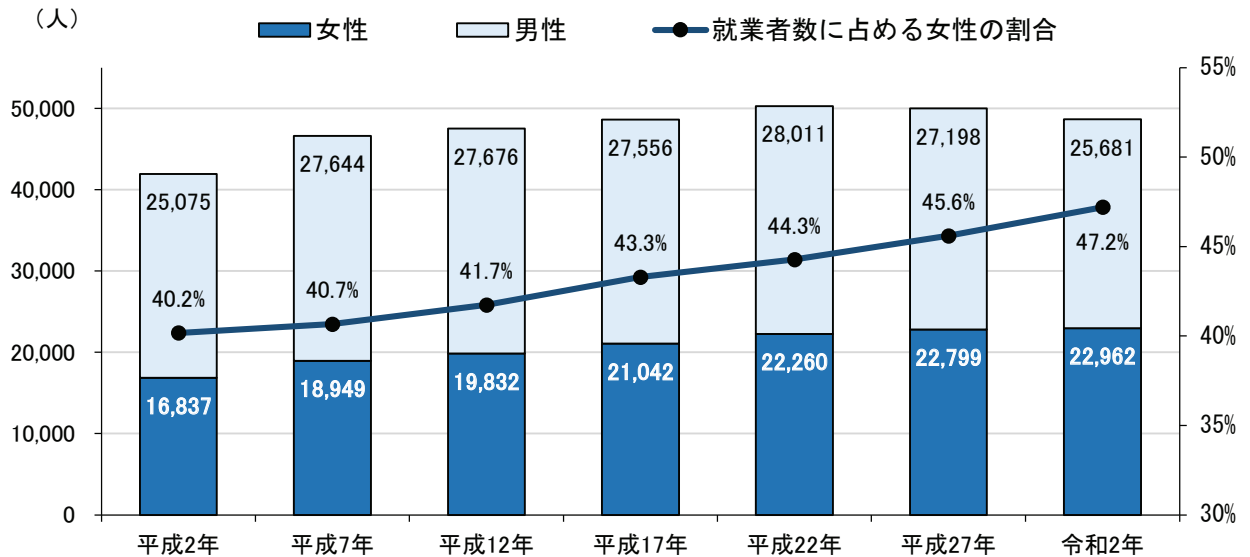


#### (4) 就労・起業等に対する支援

##### 【現状と課題】

市民意識調査結果より、女性が職業を持つことに対する意識について、肯定的な考え方が大部分を占めており、就業者における女性の割合も年々増加しており、女性が働き続けるための就労や起業家等に対する支援が必要です。

図表 沖縄市の就業者数・就業者に占める女性の割合(再掲)



資料: 各年国勢調査

##### 【施策の方向性】

多様な生き方、働き方を支えるために就労支援・起業支援に取り組めます。

##### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	就労支援	多様化する求職者ニーズを把握し、就労支援を行います。	企業誘致課
②	起業支援	独立開業を志す方に対し、融資制度や補助金等の情報を提供します。	商工振興課
		創業起業支援の拠点施設を運営し、創業支援及び創業起業に関するセミナー等利用者ニーズに即した創業起業支援を行います。	企業誘致課

##### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
22	支援による就職決定者数	企業誘致課	240名/年	340名/年
23	支援による創業起業数	企業誘致課	121名/年	40名/年

### 3 基本目標Ⅲ 安心・安全なまちづくり

SDGs  
関連分野



#### (1) ドメスティック・バイオレンス(DV)・性暴力等あらゆる暴力の根絶

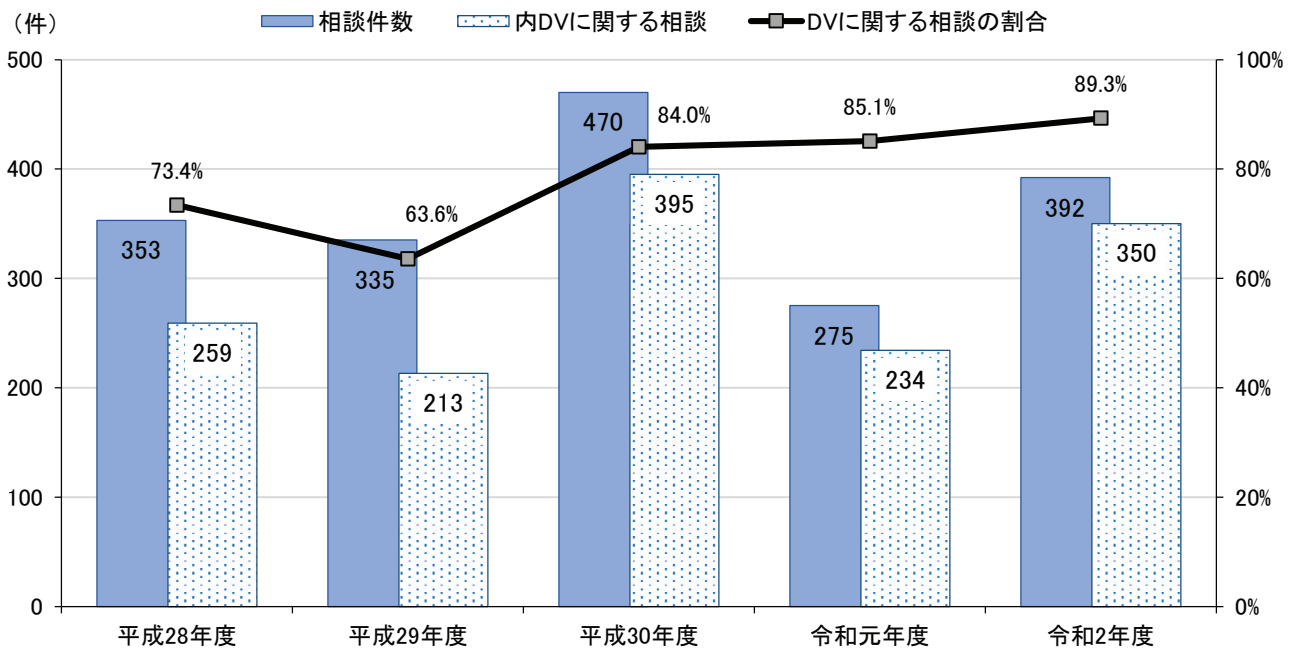
##### 【現状と課題】

県女性相談所への沖縄市在住者からの相談件数をみると、令和2年度の相談件数は392件となっており、DVに対する相談件数の割合は増加しています。

暴力に対する相談の有無について確認したところ相談先としては、「友人知人に相談した」が多いものの、県の相談機関などの相談窓口はほとんど利用されていない状況にあり、潜在的なDV被害件数は相当数に上ると考えられます。

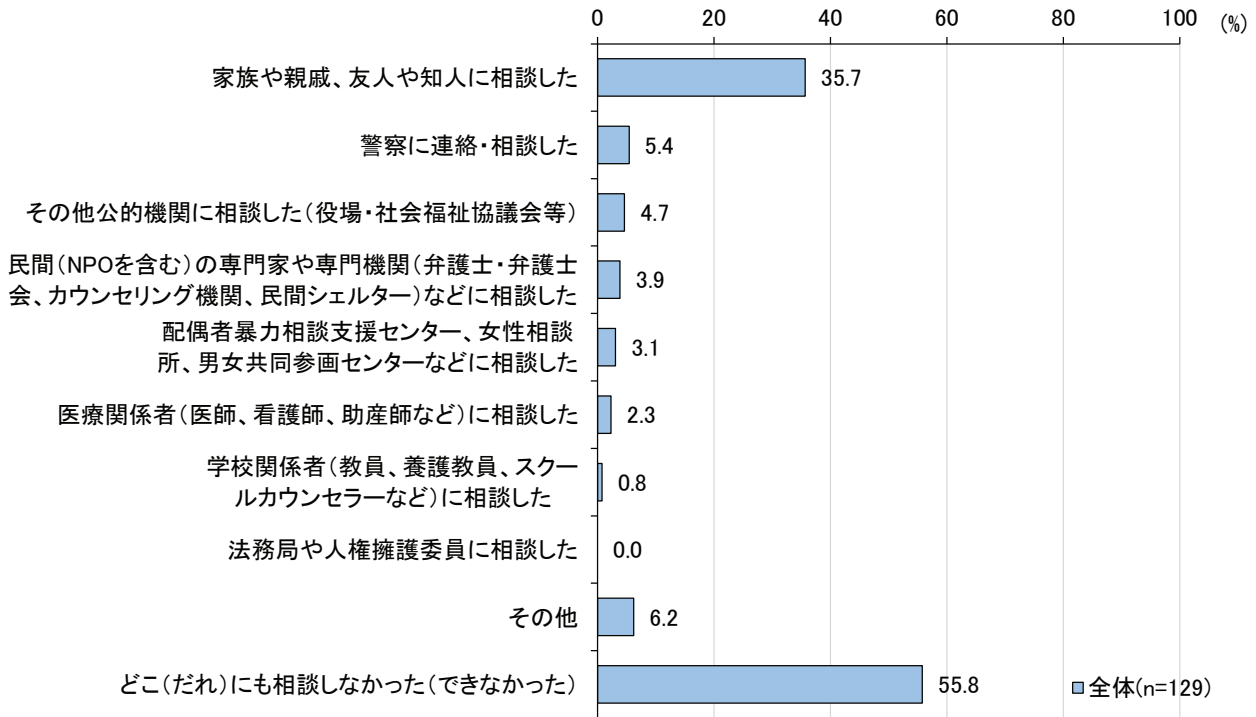
相談しなかった理由としては、「相談するほどの事ではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談しても無理だと思ったから」など、被害者自身のDVに対する認識不足やあきらめがみられることから、相談に繋げるためのさらなる情報提供、周知が必要と考えられます。

図表 県女性相談所への沖縄市在住者からの相談件数



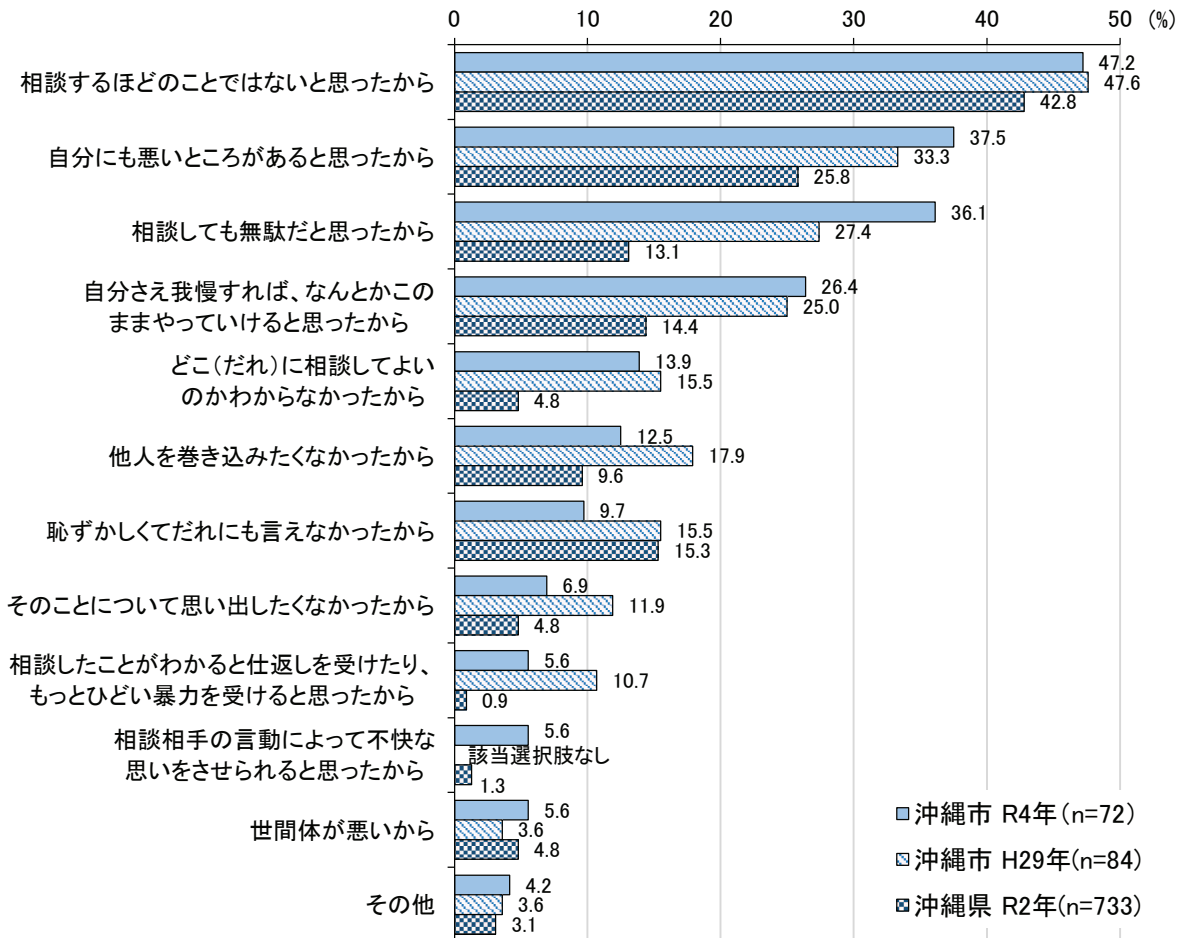
資料：女性保護事業のあらまし

図表 DV被害者の相談の有無



資料：市民意識調査結果

図表 DV被害について相談しなかった(できなかった)理由



資料：市民意識調査結果及び県民意識調査結果

## 【施策の方向性】

市民一人ひとりが暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持つよう周知・啓発を行うとともに、被害者が安心して相談し、必要な支援を適切に受けられるよう相談窓口の普及啓発に努めます。

また、DV と密接な関連がある児童虐待をはじめ、高齢者・障がい者に対する虐待等についても、各分野の関係機関等との連携のもと、その防止や発生後の支援等を充実し、あらゆる暴力の防止に向けた取り組みを推進して行きます。

さらに、デート DV をはじめ若年層が暴力の被害者となる問題が深刻化しており、被害者が早期に相談できるよう相談窓口の周知を図ります。

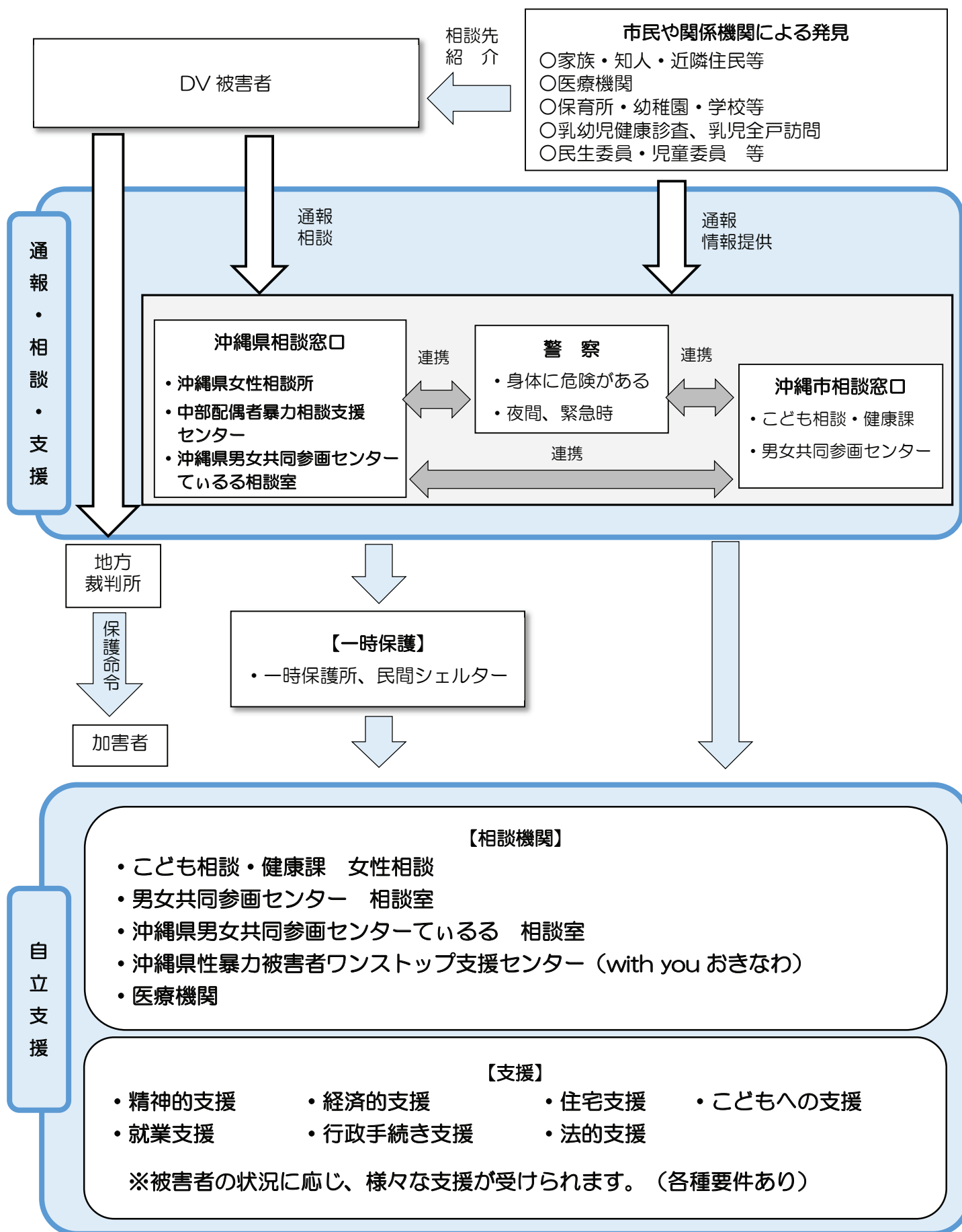
## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	DV、デート DV、面前 DV など、あらゆる暴力の防止に向け啓発カードの配布、パネル展・講座の開催により、市民への意識啓発に努めます。	平和・男女共同課 子ども相談・健康課
②	相談窓口の周知と相談体制の充実	地域の相談役である民生委員・児童委員の相談体制の維持に努めます。	ちゅいしい課
		公共施設における啓発カードの配布、公式 SNS や広報紙等を活用して、女性相談窓口を周知し、社会福祉士等の専門的資格を持った相談員を継続配置します。	子ども相談・健康課
③	被害者支援の充実	関係部署と連携し、住民票等の各種証明書の交付・閲覧制限措置など情報保護を実施します。	子ども相談・健康課 平和・男女共同課 障がい福祉課 介護保険課
		沖縄県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した支援を行います。	子ども相談・健康課
		関係各課と連携し、生活支援や就労支援など、自立に向けた各種支援を実施します。	子ども相談・健康課
④	加害者の更生支援	加害者の更生支援のため、更生保護法人がじゅまる沖縄へ負担金を通じた支援を実施します。	平和・男女共同課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
24	男女共同参画センターにおける市民向け DV、デート DV 講座の参加人数	平和・男女 共同課	38 人	45 人
25	学校における DV、デート DV 講座の開催数	平和・男女 共同課	3 回	3 回
指標 No	内容	所管課	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
26	DV 相談窓口を知っている人の割合	平和・男女 共同課 こども相談・ 健康課	—	50%

# DV 被害者支援の流れ



## (2) 生涯を通じた健康づくり

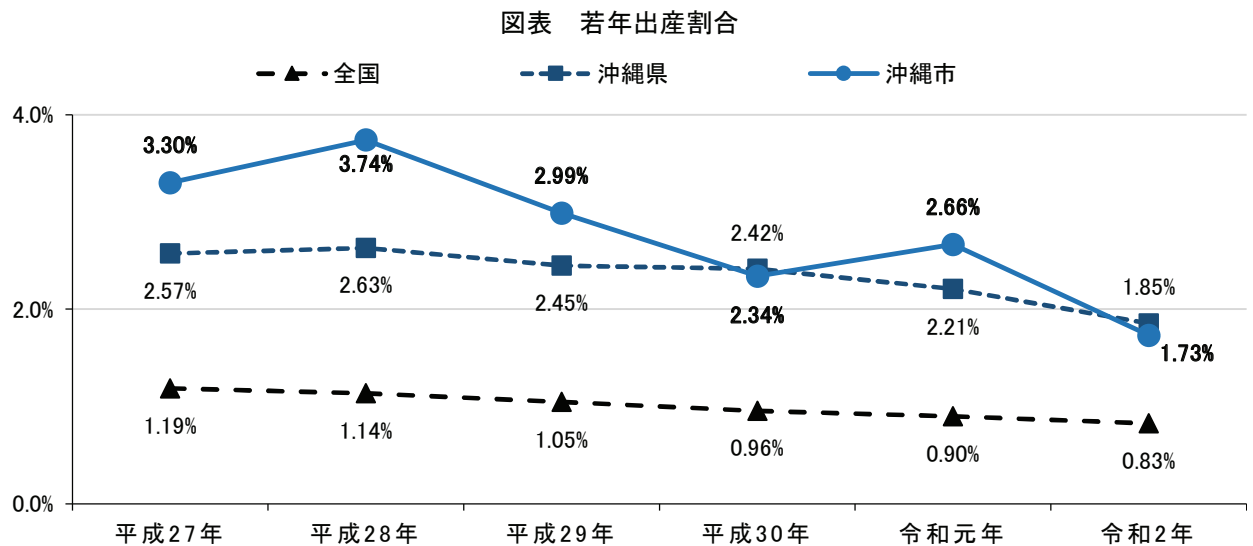
### 【現状と課題】

女性と男性は、身体的な特徴の違いから、ライフステージに応じてさまざまな健康上の課題に直面します。とりわけ女性は、妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年期・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面し生活に大きな影響を受けます。男女共同参画社会においては、互いの身体的性差を十分に理解し、尊重し支え合う事が前提となります。

本市及び沖縄県の若年出産(母親年齢が19歳以下)の割合は、国の約2倍で推移しています。若年出産は、妊娠をきっかけに社会の中で孤立や中絶、虐待など社会的な問題が多くハイリスクになる場合があります。

女性が避妊・妊娠・子どもを産むことに関わる全てにおいて、本人の意思が尊重されるよう地域を含めた家庭や生涯学習でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を推進する必要があります。

一方、近年では男性でも中高年期における心身の不調、いわゆる男性の更年期などの問題も注目されるようになっており、男女の身体的特徴やライフステージの違いを踏まえて、生涯にわたる健康支援が重要です。



資料: 各年国勢調査



## 【施策の方向性】

女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。

また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取り組みの充実を図ります。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	健康づくり支援	妊娠、出産、育児が安心して行えるよう、またこどもの健やかな発育・発達を促すため、母子保健事業の充実に努めます。	こども相談・健康課
		健康的な生活習慣の確立に向けた情報提供、講座や健康相談、各ライフステージに応じた健康づくり、食育推進等、一人ひとりが健康づくりに取り組むことを支える環境づくりに努めます。	市民健康課
		スポーツを通じた市民の健康づくりの機会を確保するため学校体育施設開放事業及び各種スポーツ教室等を開催します。	観光スポーツ振興課
②	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透	女性が避妊・妊娠・子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発に努めます。	平和・男女共同課
		児童生徒の発達段階に応じ、命を大切にし、適切な判断と望ましい行動がとれる性教育を実施します。	指導課
		性教育や性感染症対策として市内小中高等学校において思春期教室を実施します。	こども相談・健康課
③	自殺対策	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に、市の広報で自殺予防やゲートキーパーの周知を行うとともに、チラシ等の配布や各種健康教室においてこのころの健康づくりパンフレットの配布を行い自殺予防に関する情報提供に努めます。	障がい福祉課 市民健康課
		相談体制の充実のため、自殺の危険性を早期に発見し、適切な相談・対応を行うための人材（ゲートキーパー）養成研修の継続実施に努めるとともに、庁内・地域のゲートキーパー養成も検討します。	障がい福祉課



【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
27	子宮頸がん受診率	市民健康課	9.2%	増加
28	乳がん受診率	市民健康課	9.5%	増加
29	前立腺がん受診率	市民健康課	2.9%	増加
30	特定健康診査受診率	市民健康課	28.9%	増加
31	学校体育施設開放事業 利用者数	観光スポーツ 振興課	24,396人	134,000人
32	男女共同参画センターにおける市民 向けリプロダクティブ・ヘルス/ライツ 講座の参加者数	平和・男女 共同課	14人	30人

### (3) 生活上の困難を有する市民への支援

#### 【現状と課題】

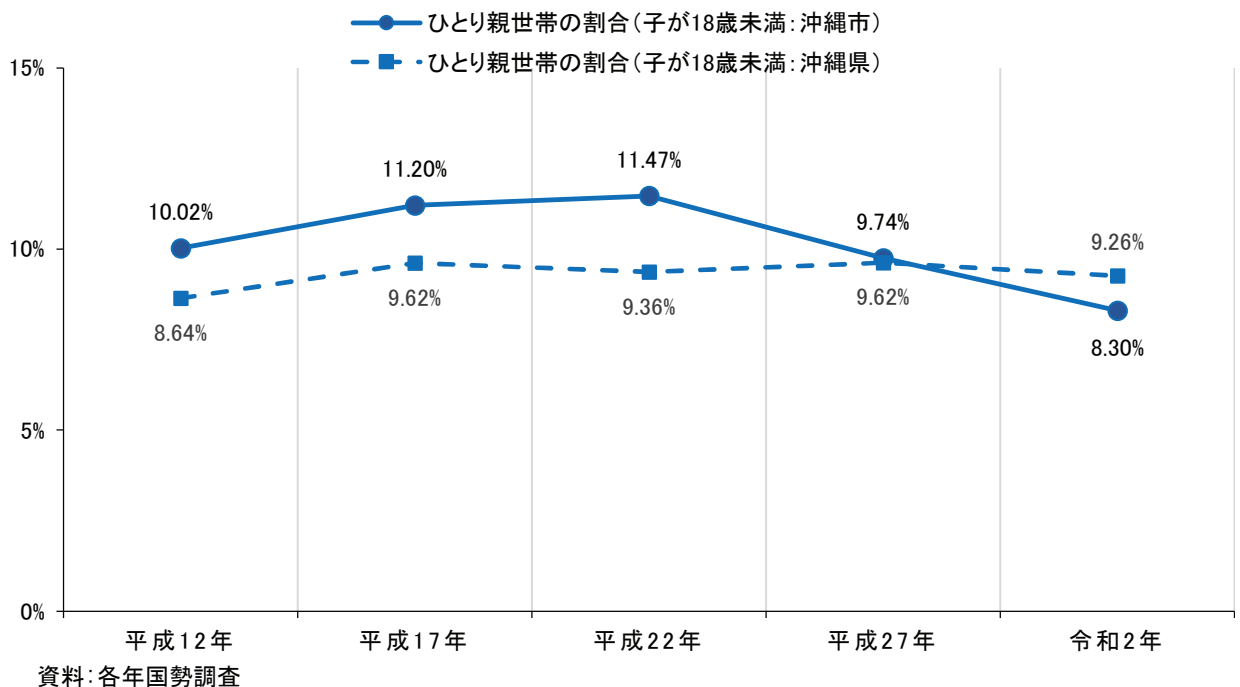
高齢化や少子化の進行、未婚や離婚による単身世帯やひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加など、社会の変化に伴い多様な家族形態が生まれています。

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手を一人で担うこととなるため、経済的、精神的に負担が大きくなります。

本市のひとり親世帯の割合の推移をみると、県平均と同程度で推移しており、18歳未満の子どもがいる家庭のうち、約1割がひとり親家庭となっており、経済的自立に向けた就労支援、困難な状況に置かれた親と子どもへの支援の充実が必要です。

また、高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援が必要です。

図表 ひとり親世帯の割合の推移



## 【施策の方向性】

生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、経済的困窮世帯、外国人等が、安心して暮らせる社会を構築するため、それぞれの状況に対応した総合的な支援を行います。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の求職活動や自立・就業に向けた生活支援・就業支援のため「母子・父子自立支援プログラム」の策定を継続実施します。	こども家庭課
		保護が必要な母子の自立支援のため、母子生活支援施設(レインボーハイツ)において、就労や教育等の相談および指導助言などに取り組みます。	こども家庭課
		育児不安や経済的負担の軽減のため、ヘルパー派遣事業や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知に努めます。	こども家庭課
		就労相談や就労活動時の一時託児や子育て世代を対象とした就労相談員をジョブカフェに配置し、利用者ニーズに沿った支援を図ります。	企業誘致課
②	高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢者生きがいづくり支援事業や高齢者地域交流支援事業等を通して、高齢者の生きがいと社会参加、介護予防を目的とした事業に取り組みます。	介護保険課
		地域型地域包括支援センター(7 か所)による訪問等により、高齢者等への困りごとなどの相談対応・支援に努めます。	介護保険課
		沖縄市シルバー人材センターを通じた高齢者の就労支援として、パソコン講座を開催します。	企業誘致課
③	障がい者が安心して暮らせる環境整備	沖縄市障がい者プランに基づき、個々のニーズに対応したサービスの提供に努めます。	障がい福祉課

No	施策	施策の内容	所管課
④	生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備	経済的困窮世帯に対し、子ども食堂や学習支援といったこどもの居場所づくりの支援を行います。	子ども相談・健康課
		経済的困窮世帯に対し、就学援助制度の周知を行い、学用品費等の必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施に取り組みます。	学務課
		生活困窮世帯の子どもに対し、貧困の世代間連鎖を防ぐため、通塾支援を行い、基礎学力や学習意欲の向上を図ります。	保護管理課
		女性の貧困等生活上の困難に対する支援に努めます。	平和・男女共同課 子ども相談・健康課 学務課
⑤	在住外国人が安心して暮らせる環境整備	在住外国人の情報提供手段として、多言語による広報紙の発行を継続実施します。	文化芸能課
		外国人市民向けの窓口対応として、英会話のできる職員の配置や翻訳アプリを活用した対応を基本としつつ、電話など対応が困難な場合には通訳担当部署での対応に努めます。	文化芸能課
		コザインターナショナルプラザにおいて、多言語講座、交流サロン、外国人相談窓口の設置しており、市の広報やSNSを活用し、相談窓口の周知に努めます。	文化芸能課
⑥	誰もが暮らしやすい環境整備	公文書(申請書等)におけるセクシュアル・マイノリティへの配慮として、行政の公文書(申請書等)における性別欄の見直し等を継続実施します。	全庁
		公共施設等において、性別に関係なく使用できるトイレ等の表記変更・導入を検討するとともに、設計段階から当事者の意見を踏まえるなどの対応を行います。	施設所管課
		制服の選択制について、市立中学校と連携を取りながら推進していきます。	指導課

#### 【成果指標】

指標No	内容	所管課	現状値(2021年度)	目標値(2027年度)
33	母子・父子自立支援プログラム策定件数	子ども家庭課	76件	80件

#### (4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

##### 【現状と課題】

大規模地震や予想を超える規模の風水害等の様々な災害が発生しており、地域における防災対策は重要な課題となっています。災害の発生は全ての市民の生活を脅かすもので、女性や子ども、高齢者等の災害弱者がより多くの影響を受けることが指摘されています。

また、地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の活躍を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が急務となっております。

##### 【施策の方向性】

災害発生時、避難生活の場で、育児・介護等の役割分担、多様な性別に配慮し、男女共同参画の視点にたった防災対策及び防災の現場における女性の活躍を推進します。

##### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	男女共同参画の視点から、防災関連の会議に参加が必要と考えられる団体に対し、会議への参加要請を行い、防災に関する政策・方針決定過程での女性の活躍を推進します。	防災課
		避難訓練、防災関係のイベントや行事等へ要配慮者等の参加を促進します。	防災課
②	防災現場への女性の参画拡大	女性消防吏員割合の目標を掲げ、女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用も含め、防災現場への女性の参画拡大を図ります。	消防総務課
		女性消防団員の割合を維持し、災害発生時における初動体制の確立など、訓練や研修を実施し、防災意識を高めて、女性消防団員の活躍を推進します。	消防総務課

##### 【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
34	消防吏員に占める女性消防吏員割合	消防総務課	2.6%	5%
35	消防団員に占める女性消防団員割合	消防総務課	20%	20%



## 第5章 推進体制





## 1 計画の推進

沖縄市男女共同参画推進条例の第 11 条において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表が義務付けられています。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、市民の生活全般にわたる内容となっているため、庁内の連携、また市民や地域、関係機関等との連携等を通じた計画の推進体制の強化を図ります。

### (1) 庁内推進体制の強化

計画で定めた基本目標および成果指標をもとに、庁内における目的意識を共有するとともに、職員研修やヒアリングを通じて各課業務における男女共同参画に関する視点の普及を図りながら庁内推進体制の強化に努めます。

また計画自体は、今後 10 年間の沖縄市の方向性を定めたものであり、具体的な取り組みでは、庁内の連携強化を通じて柔軟に対応することが望まれます。

年度ごとの事業評価に際しては、単なる実績報告ではなく、男女共同参画の視点を踏まえどのように事業展開を図れたか、設定した指標について実績がどう変化したのかなどを検討し、必要に応じて翌年度の事業の見直しにつなげます。

### (2) 男女共同参画懇話会の活用

沖縄市男女共同参画推進条例において、「男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させる」ため、沖縄市男女共同参画懇話会を設置するとされています。

年度ごとの実績報告をもとに、実効性の高い施策の展開に向けた提言を行います。

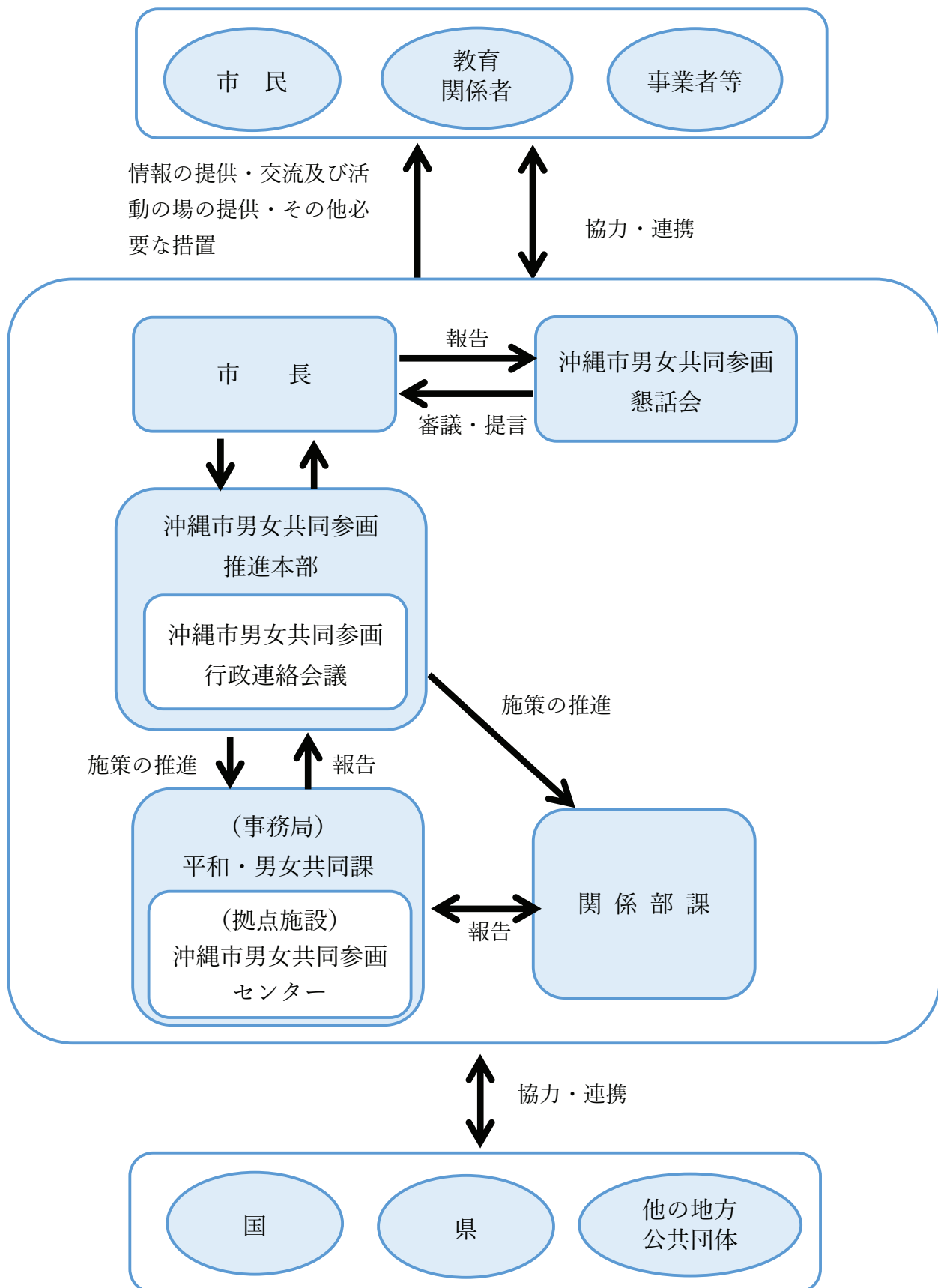
また、重点的に取り組むべき施策等については、効果的な事業推進のあり方を検討していくため、沖縄市男女共同参画懇話会の更なる活用を図ります。

### (3) 市民、教育関係者、事業者等との連携強化

男女共同参画の実現には、制度の周知や支援環境の充実もさることながら、様々な立場で関わる市民一人ひとりが、男女共同参画の必要性を理解し、ともに行動していくための意識の確立並びに連携強化が極めて重要になります。

男女共同参画に関する実践事例の募集、学校や地域、事業者等への情報提供の充実など、男女共同参画センターが核となり、市民、教育関係者、事業者等との連携強化に努めます。

【 計 画 の 推 進 体 制 図 】



---

# 参考資料

---

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 沖縄市男女共同参画推進条例
- 3 沖縄市男女共同参画センター条例
- 4 沖縄市男女共同参画懇話会規則・委員名簿
- 5 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱・本部員等名簿
- 6 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領・委員名簿
- 7 計画策定の流れ
- 8 男女共同参画社会の取り組みの流れ
- 9 用語解説



# 1 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)



第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者



二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定めら

れ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## 2 沖縄市男女共同参画推進条例

(平成 23 年 12 月 21 日条例第 16 号)

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利にかかわらず、市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他団体をいう。

### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第 6 条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 7 条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第 8 条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により人権侵害をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) その他性別により人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、前条各号に掲げる行為を正当化し、又は助長させるような表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画の策定)

第 10 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第 15 条第 1 項の規定により設置

する沖縄市男女共同参画懇話会の意見を聴取しなければならない。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、教育関係者及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民、教育関係者及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、交流及び活動の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談の対応)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画懇話会)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させるため、沖縄市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄市附属機関設置条例の一部改正)

2 沖縄市附属機関設置条例（昭和51年沖縄市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



### 3 沖縄市男女共同参画センター条例

(平成 22 年 10 月 25 日条例第 18 号)

(目的及び設置)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動及び交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するため、沖縄市男女共同参画センター（以下「参画センター」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市男女共同参画センター

位置 沖縄市住吉一丁目 14 番 29 号

(事業)

第 3 条 参画センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の理念に基づく男女の自立支援、社会参加促進及び人材育成のための研修会の開催に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する図書、各種資料等の収集及び情報の提供に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進、支援等に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る相談に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(利用の許可)

第 4 条 参画センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 参画センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、参画センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参画センターの利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

- (1) 参画センターを利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被っ

た損失については、市はその責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、参画センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の納入)

第7条 利用者は、別表に掲げる参画センターの利用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第5条第1項の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 利用者は、故意又は過失により参画センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

単位:円

時間 区分	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
会議室	1,800	2,400	2,400	4,800	5,400	7,800
冷房料	450	600	600	1,200	1,350	1,950

備考 利用時間を超過して利用する場合又は利用時間を変更して利用する場合の使用料は、区分における1時間当たりの使用料を基準として算出する。この場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。

## 4 沖縄市男女共同参画懇話会規則・委員名簿

○沖縄市男女共同参画懇話会規則

(平成 23 年 12 月 21 日規則第 36 号)

沖縄市男女共同参画懇話会規則(平成 3 年沖縄市規則第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市男女共同参画推進条例（平成 23 年沖縄市条例第 16 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、沖縄市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 懇話会に、特定の事項を審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 5 条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



○第 17 期沖縄市男女共同参画懇話会名簿(五十音順)

(任期：令和 4 年 9 月 28 日から令和 6 年 9 月 27 日)

No.	氏 名	所属団体及び機関	
1	あらかき まこと	沖縄キリスト教学院大学教授	学識経験者
	新垣 誠		
2	かよう あやこ	社会福祉法人 共同福社会 たんぽぽ保育園 園長	関係団体
	嘉陽 理子		
3	さくがわ なおこ	トランスコスモス株式会社 サービス推進総括 人財開発統括部 新卒採用部 沖縄採用課 課長	関係団体
	佐久川 尚子		
4	すながわ みやび	日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会 運営委員	関係団体
	砂川 雅		
5	ひが かなえ	株式会社 Life is Love 代表取締役	学識経験者
	比嘉 華奈江		
6	ひらた さえこ	沖縄市人権擁護委員連絡会 人権擁護委員	関係団体
	平田 小枝子		
7	まえ こうぞう	沖縄市立宮里中学校 校長 (沖縄市立小中学校校務研究会 副会長)	関係団体
	前 幸三		
8	みやぎ ひろ	沖縄市女性団体連絡協議会 会長	関係団体
	宮城 枇呂		
9	みやざと つぐあき	医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院 管理部 部長	関係団体
	宮里 諭明		
10	やの えみ	琉球大学法科大学院 教授	学識経験者
	矢野 恵美		

## 5 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱・本部員等名簿

○沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 21 年 4 月 1 日決裁)

改正

(平成 28 年 3 月 31 日決裁)

(平成 30 年 3 月 30 日決裁)

(平成 30 年 7 月 9 日決裁)

(令和 4 年 7 月 8 日決裁)

(設置)

第 1 条 沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）の施策について、調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、沖縄市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）の推進に関する事項

(2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部員に沖縄市市政運営会議規程（平成 19 年沖縄市訓令第 21 号）第 4 条第 1 項に規定する構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(行政連絡会議)

第 6 条 推進本部に、沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 男女共同参画社会実現のために諸施策に関する事項

(2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項

(3) その他、必要な事項

3 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会の実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 連絡会議は、沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）案その他諸計画案を策定した場合は、すみやかに推進本部に報告し、その承認を得なければならない。

5 連絡会議の組織、運営等については別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び連絡会議の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月9日決裁)

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則(令和4年7月8日決裁)

この要綱は、令和4年7月9日から施行する。

○沖縄市男女共同参画推進本部名簿

No.		役 職	氏 名
1	本部長	市 長	桑 江 朝千夫
2	副本部長	副 市 長	平 田 嗣 巳
3	本部員	教 育 長	比 嘉 良 憲
4	本部員	上下水道局長	仲 本 兼 章
5	本部員	総 務 部 長	我 謝 勝 俊
6	本部員	企画部長兼プロジェクト推進室長	山 内 強
7	本部員	市 民 部 長	平 安 栄
8	本部員	健康福祉部長兼福祉事務所長	仲宗根 勲
9	本部員	こどものまち推進部長	與那嶺 智 才
10	本部員	経済文化部長	花 城 博 文
11	本部員	建 設 部 長	比 嘉 直 樹
12	本部員	建設部参事	川 満 輝 繁
13	本部員	消 防 長	知 念 順 一
14	本部員	上下水道部長	新 里 智 昭
15	本部員	教 育 部 長	島 袋 秀 明
16	本部員	指 導 部 長	多和田 勝

## 6 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領・委員名簿

○沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領

(平成 16 年 5 月 27 日決裁)

改正 平成 18 年 11 月 14 日決裁 平成 22 年 4 月 1 日決裁  
平成 24 年 3 月 30 日決裁 平成 24 年 7 月 17 日決裁  
平成 25 年 3 月 26 日決裁 平成 29 年 11 月 13 日決裁  
令和 4 年 9 月 22 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱第 6 条の規定に基づいて設置した沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営等について定める。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現のため諸施策に関する事項
- (2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項
- (3) その他の必要な事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の者をもって組織し、会長に市民部次長、副会長にこども相談・健康課主幹をもって充てる。

市民部次長、防災課長、秘書広報課主幹、人事課長、政策企画課長、市民生活課長、市民課長、環境課長、ちゅいしいじい課長、障がい福祉課長、介護保険課長、介護保険課主幹、保護管理課長、市民健康課長、こども企画課長、保育・幼稚園課長、こども家庭課長、こども相談・健康課長、こども相談・健康課主幹、観光スポーツ振興課長、商工振興課長、企業誘致課長、農林水産課長、文化芸能課長、消防総務課長、施設課長、中央公民館長、指導課長、指導課指導主幹、学務課長

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは委員を若干名増やすことができる。
- 3 この連絡協議会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の協力義務)

第 6 条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 7 条 この規定に定める者のほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 27 日から適用する。

附 則(平成 18 年 11 月 14 日決裁)

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日決裁)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 17 日決裁)

この要領は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日決裁)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 11 月 13 日決裁)

この要領は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する

附 則(令和 4 年 9 月 22 日決裁)

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

○沖縄市男女共同参画行政連絡会議名簿

No.		役職	氏名
1	会長	市民部次長	大石 稚子
2	副会長	こども相談・健康課主幹	西原 真子
3	委員	防災課長	比嘉 賢二
4	委員	秘書広報課主幹	仲道 豊
5	委員	人事課長	我那覇 規幸
6	委員	政策企画課長	與那嶺 良一
7	委員	市民生活課長	仲宗根 琢郎
8	委員	市民課長	幸地 広勝
9	委員	環境課長	比嘉 隆二
10	委員	健康福祉部次長兼健康推進室長兼ちゅいしいじい課長	上原 智美
11	委員	障がい福祉課長	親川 鋼一
12	委員	介護保険課長	兼城 賢信
13	委員	介護保険課主幹	佐久川 こずえ
14	委員	保護管理課長	川畑 清一
15	委員	市民健康課長	森口 まり
16	委員	こども企画課長	山口 善己
17	委員	保育・幼稚園課長	富原 守友
18	委員	こども家庭課長	神谷 貢
19	委員	こども相談・健康課長	中地 学
20	委員	観光スポーツ振興課長	平良 猛
21	委員	商工振興課長	天願 亮
22	委員	企業誘致課長	久保田 理香
23	委員	農林水産課長	川満 永公
24	委員	文化芸能課長	比嘉 盛喜
25	委員	消防総務課長	仲宗根 秀明
26	委員	施設課長	与那嶺 克史
27	委員	生涯学習課長兼市立中央公民館長	高江洲 弥生
28	委員	指導課長	金城 広司
29	委員	指導課指導主幹兼市立教育研究所長	新垣 邦彦
30	委員	学務課長	仲宗根 慎二

## 7 計画策定の流れ

令和4年 7月～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等意識調査（対象：市民、事業所、中学2年生、高校2年生、教員、市職員）</li> <li>○ 関係団体ヒアリング</li> </ul>
令和4年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17期男女共同参画懇話会委員の委嘱状交付式</li> <li>○ 第1回沖縄市男女共同参画懇話会</li> </ul>
令和4年10月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回沖縄市男女共同参画行政連絡会議</li> </ul>
令和4年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回沖縄市男女共同参画推進本部</li> </ul>
令和4年10月19日～10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係課ヒアリング</li> </ul>
令和4年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回沖縄市男女共同参画行政連絡会議</li> </ul>
令和4年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回沖縄市男女共同参画推進本部</li> </ul>
令和4年12月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長より沖縄市男女共同参画懇話会へ諮問</li> <li>○ 第2回沖縄市男女共同参画懇話会</li> </ul>
令和4年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3回沖縄市男女共同参画懇話</li> <li>○ 沖縄市男女共同参画懇話会より市長へ答申</li> </ul>
令和4年12月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3回沖縄市男女共同参画行政連絡会議</li> </ul>
令和5年 1月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3回沖縄市男女共同参画推進本部</li> </ul>
令和5年 1月17日～ 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメントの実施</li> </ul>
令和5年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沖縄市男女共同参画行政連絡会議へパブリックコメントの結果報告等を通知し意見を求める</li> </ul>
令和5年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回沖縄市男女共同参画推進本部</li> </ul>
令和5年 3月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長決裁</li> </ul>



	国連関係	国	沖縄県	沖縄市
1970年代	<p>1975年 「平等・発展・平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 1975～1985年の10年間を「国際婦人の10年」と宣言</p> <p>1979年 「女子差別撤廃条約」第34回国連総会で採択 (1981年9月発行)</p>	<p>1977年 「国内行動計画」設置 「国内行動計画前期重点目標」発表</p>	<p>1978年 「国際婦人年行動計画を实践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成</p>	<p>1975年 「沖縄市労働婦人問題懇話会」設置</p> <p>1977年 沖縄市「働く婦人の家」の開館(2010年閉館)</p>
1980年代	<p>1980年 「国連婦人の10年」中間世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ:「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式 国際婦人の10年後半行動プログラム採択</p> <p>1985年 「国際婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略</p>	<p>1980年 「女性差別撤廃条約」署名</p> <p>1981年 「国内行動計画後期重点目標」策定</p> <p>1985年 「女子差別撤廃条約」批准 ○特定職種育児休業法(1975) ○民法、家事裁判法一部改正(1976、1980) ○国籍法一部改正(1984) ○男女雇用機会均等法、国民年金法(1985) 家庭科男女共修の検討</p> <p>1987年 西暦2000年に向けての「新国内行動計画」策定</p>	<p>1984年 「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定</p>	<p>1988年 女性問題の担当窓口として市民部市民生活課に「労政婦人係」を設置</p> <p>1989年 勤労婦人問題懇話会より「沖縄市女性の地位向上のための諸施策を推進するための第一次提言」を市長への提言</p>

国連関係	国	沖縄県	沖縄市
<p>1990年 ナイロビ将来戦略、第1回見直し、勧告</p> <p>1995年 第4回世界女性会議およびNGOフォーラム(北京)</p> <p>ナイロビ将来戦略の評価と見直し 「北京宣言(エンパワメント)」・「行動綱領」採択</p>	<p>1991年 西暦2000年に向けての「新国内行動計画」改定</p> <p>1994年 総理府「男女共同参画室」設置 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部</p> <p>1996年 「男女共同参画2000年プラン」策定</p> <p>1999年 男女共同参画基本法(公布、施行) 改正男女雇用機会均等法施行</p>	<p>1991年 女性副知事誕生</p> <p>1992年 女性政策室新設(婦人の呼称を女性に変える) 女性行政推進本部設置 21世紀に向けて男女共同参画型社会の実現のために提言(懇話会) 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン～」策定</p> <p>1995年 沖縄県女性総合センターているる開館</p> <p>1997年 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン～」改定</p>	<p>1991年 市民部に女性政策推進課を設置(沖縄市初の女性課長誕生) 「沖縄市勤労婦人問題懇話会」を「沖縄市女性問題懇話会」に改称</p> <p>1992年 西暦2000年に向けた沖縄市女性行動計画「女性きらめきプラン」策定 「女性問題に関する市民の意識と実態調査」 沖縄市男女共同参画推進事業補助金交付要綱</p> <p>1993年 沖縄市女性問題推進本部設置</p> <p>1998年 沖縄市初の女性部長誕生 女性問題懇話会より「沖縄市女性行動計画」の推進について市長へ提言 「女性問題に関する市民の意識と実態調査」</p> <p>1999年 (仮称)「女性センター」建設推進検討委員会設置</p>

1990年代

国連関係	国	沖縄県	沖縄市
<p>2000年 国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク） 「北京宣言」および「行動綱領の実施状況の評価および今後の戦略」 2005年 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言採択</p>	<p>2000年 ストーカー規制法の制定 2001年 育児・介護休業法改正、一部施行 DV防止法の交付、一部施行 2003年 「女性のチャレンジ支援策の推進について」閣議決定 2005年 男女共同参画基本計画(第2次)策定 2006年 男女雇用機会均等法改正 2007年 パートタイム労働法、DV防止法改正 2008年 女性の参画促進プログラム策定 2009年 育児・介護休業法改正</p>	<p>2002年 沖縄県男女共同参画計画(DEIGOプラン)の策定 2003年 沖縄県男女共同参画推進条例の公布・施行 2005年 沖縄県男女共同参画審議会規則の公布・施行 2006年 沖縄県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定 2007年 沖縄県男女共同参画計画(後期)策定</p>	<p>2000年 沖縄市女性問題懇話会から(仮称)「沖縄市男女共同参画計画」策定に向けて市長へ提言 「女性政策課」から「平和・男女共同参画課」へ改称 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)策定</p>
2000年代			

国連関係	国	沖縄県	沖縄市
<p>2010年 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念 UN Woman 設立</p> <p>2014年 第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性の工 ンパフォーマンス」採択</p> <p>2015年 第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」宣 言採択</p> <p>2016年 第1回東アジア家族・男女共同参画担当大臣 フォーラム開催（バンコク）</p> <p>2017年 先進国首脳会議(G7)ジェンダーに配慮した経 済環境のためのロードマップ採択</p> <p>2019年 第5回国際女性会議 WAW!と W20(女性に関 する政策提言を G20 に向けて行う組織体)を日 本で開催</p>	<p>2010年 第3次男女共同参画基本計画改定</p> <p>2012年 労働者派遣法改正</p> <p>2013年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(配偶者暴力防 止法)改正</p> <p>2015年 第4次男女共同参画基本計画策定 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律(女性活躍推進法)成立</p> <p>2016年 男女雇用機会均等法改正 育児・介護休業法改正</p> <p>2017年 育児・介護休業法改正</p> <p>2018年 政治分野における男女共同参画の推進 に関する法律成立</p> <p>2019年 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律(女性活躍推進法)改正 男女雇用機会均等法改正 労働施策総合推進法改正 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(配偶者暴力防 止法)改正</p>	<p>2010年 沖縄県配偶者からの暴力防止及び被害 者支援基本計画改定</p> <p>2012年 第4次沖縄県男女共同参画計画～ DEIGOプラン～策定</p> <p>2017年 第5次沖縄県男女共同参画計画～ DEIGOプラン～策定</p>	<p>2010年 沖縄市男女共同参画懇話会から「沖縄 市男女共同参画推進条例(仮称)」に関 して市長へ提言</p> <p>沖縄市男女共同参画センター条例制定 沖縄市「働く婦人の家」閉館</p> <p>2011年 沖縄市男女共同参画センター供用開始 沖縄市男女共同参画推進条例制定</p> <p>2012年 男女共同参画に関する市民意識調査の 実施</p> <p>2013年 第2次沖縄市男女共同参画計画(ひと・ きらめきプラン)策定</p> <p>2017年 男女共同参画に関する市民意識調査の 実施</p> <p>2018年 第2次沖縄市男女共同参画計画(ひと・ きらめきプラン)改定版の策定</p>

	国連関係	国	沖縄県	沖縄市
2020年 第5次男女共同参画基本計画策定	2021年 第5次男女共同参画基本計画策定	2020年 第5次男女共同参画基本計画策定	2021年 「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」	2022年 男女共同参画に関する市民等意識調査の実施
2021年 育児・介護休業法改正 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正	2021年 育児・介護休業法改正 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正	2021年 「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」	2022年 第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～策定	2023年 第3次沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)の策定
2020年代				

## 9 用語解説

### 【ア行】

#### 育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としているもの。

#### SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年を年限とする17の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の17の目標（ゴール）のもと、169のターゲットから構成され現時点で247（重複を除くと231）の指標が決められている。

#### M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### LGBT（Q）を含む性の多様性

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった言葉。性の多様性とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーや、心と体の性が一致せず心と体の性の一致を求める性同一性障害、自分の性別や好きになる性がわからない、または、あえて決めない Questioning（クエスチョニング）、どちらにもあてはまりきらないXジェンダーなどを含む、多様な性のあり方を示す言葉。

#### エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

#### 沖縄県女性就業・労働相談センター

労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対して助言を行い、労使関係の安定を図るため、相談窓口の設置や、労働法や社会保険の制度等に関するセミナーを開催している施設。

#### 沖縄県女性相談所

配偶者からの暴力、家庭生活の破綻など、女性が日常生活を送る上で抱えている悩み事や心配事の相談を受けている施設。

#### 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター

被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ることを支援している施設。

#### 沖縄市女性団体連絡協議会

平等・発展・平和を目指し、加盟団体相互の連携・連帯を図り、女性の資質向上を目的として学習会や啓発イベントの開催などの活動を行っている協議会。

#### 沖縄市シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域に設置されている自主的な活動を行う団体。高齢者の雇用安定や社会参加等を目的に、臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形式で行う。

#### 沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～

男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき課題をあきらかにしたもの。

#### 沖縄市男女共同参画懇話会

沖縄市の男女共同参画の推進に関する事項について、審議及び提言させるために設置される機関。委員は学識経験者や関係団体を代表される者等から構成される。

#### 沖縄市男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動および交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置した施設。

#### 【力行】

##### 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

##### 家庭教育学級

家庭・学校・地域社会との交流を通して、子どもの心身の発達にあったテーマで、親として学び、育ちあい、家庭教育の一層の充実を図ることを目的とした学びの場。

#### コザインターナショナルプラザ（KOZA international plaza 略称：Kip）

市民が身近にある異文化に触れ、異なる文化を持つ地域の住民同士がお互いの文化的違いへ理解を深め、国際交流を図ることで豊かな人間関係を築くことを目的に、新しい市民文化の交流拠点として設置。主に多言語講座、多言語生活相談、交流サロン、情報発信を行っている。

#### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

#### 【サ行】

##### ジェンダー（gender）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」ジェンダーという。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ジェンダーバイアス（性の偏り）

「性的偏り」「性的偏見」、社会的な慣例による男女観に拘束された意識や行動様式、あるいは男女差によって生じてしまう何らかの偏りのこと。

## ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)

ジェンダー関連4機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連婦人開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」が2011年1月に発足。国連改革の課題の一環としてUN Womenの設立は実現され、より大きな効果をもたらすために4機関の財源及び権限が統合された。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

## 思春期教室

市内の小中高等学校を対象に、思春期における身体や心の変化をはじめ、性感染症、妊娠出産等についての講話を通し、正しい知識の普及と健康の保持増進を目的に開催される。

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父（母）と生活を共にできない児童の母（父）や父母にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

## 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力をなくすため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るための取り組み。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられている。

## 女性の翼

女性の地位向上と社会参加の促進及び、国際的視野に立った女性リーダーの育成と資質向上を図ることを目的に、海外へ女性を派遣し、女性の社会活動、教育、労働、福祉や制度等の調査を通して国際的視野を高める。「沖縄県女性の翼の会」が主催し、参加者へ市町村が補助金を交付する。

## 人権擁護委員

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域住民の基本的な人権の擁護と人権啓発活動に努め、人権に関する悩み相談を受ける。



## ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成 12 年 11 月に施行され、直近では令和 3 年に法改正が行われた。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等<sup>\*</sup>」と「ストーカー行為」。

【<sup>\*</sup>つきまとい等】

ストーカー規制法（下記参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の 1 から 8 の行為を行うことをいう。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつき等                  | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求                             | 4. 乱暴な言動        |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS メッセージ・文書等 | 7. 名誉を傷つける      |
| 6. 汚物などの送付                                |                 |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害                         |                 |

## 世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第 1 回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の 1975 年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第 2 回はコペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第 3 回はナイロビ、第 4 回は中国で開催された。

## セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなったりすること。

## セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ）

「性的少数者」という意味で、旧来の価値観から「こうあるべき」とされる性のあり方に当てはまらない人々。

## 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例：営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半である 等）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

## ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。Facebook や LINE など。

【夕行】

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の理念を実現するために、1999 年（平成 11 年）6 月 23 日に公布・施行された法律。男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義している。

男女共同参画社会を実現するための 5 つの柱は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調となっている。

## 男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。」雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的にした法律。

## 地域型地域包括支援センター

沖縄市では、地域包括支援センターの機能強化のため、市直営の基幹型地域包括支援センター1カ所に加え、市内7カ所に地域型地域包括支援センターを市民に身近な窓口として設置している。基幹型地域包括支援センターでは、地域型地域包括支援センター間の総合調整、後方支援、地域ケア推進会議の開催等を行うのに対し、地域型地域包括支援センターでは、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の業務を担っている。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のことであり、同居をやめた後に暴力が続く場合もDVに該当する。DVのうち、交際相手からの暴力を「デートDV」と呼ぶことがある。

### 【ナ行】

#### 認定農業者制度

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じるための制度。

### 【ハ行】

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。DV防止法ともいう。

#### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行う機関。

#### 母子生活支援施設（レインボーハイツ）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、貸付けを受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

#### 母子・父子自立支援プログラム

ひとり親家庭の親に対して就労と自立を支援する。母子父子自立支援プログラム策定員が面接し相談者の目標や生活状況等から自立支援プログラムを策定し、各関係機関と連携し就労支援を行う。

## 【マ行】

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

## 【ヤ行】

### ゆいワーク(沖縄中部勤労者福祉サービスセンター)

中小企業に働く勤労者及び事業主のために総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福利厚生の上昇を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の向上をめざし、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成 13 年 4 月に設立。

### ゆんたく交流会

外国人に対して日本人ボランティアが日本語を教える教室を開催。日本語の習得や、気軽にコミュニケーションをとることのできる異文化交流の場を提供している。

### 幼児父母学級

幼児期における心身の発達、発育の一般的傾向を楽しみながら子育てができるよう親同士の仲間づくりを目的とする。

## 【ラ行】

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

## 【ワ行】

### ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、「あらゆる人」が子育て、介護、地域活動、自己啓発などさまざまなタイプの活動を「自ら希望するバランス」で展開できる状況を指すこと、そして働き方の見直しで仕事の効率を高め、同時に個人にとっての生活全般での充実が仕事の充実につながるなど、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の間に好循環をもたらしている状態をいう。

### 引用及び一部加工して作成

- ・「第 4 次沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画」の「用語の説明」
- ・「第 4 次沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画」の「用語の解説」
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画 用語解説」

---

---

第3次沖縄市男女共同参画計画 ～ひと・きらめきプラン～

発行：沖縄市 市民部 平和・男女共同課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

TEL098-929-3147

---

---